

新浜ポンプ場改築事業

様式集

2022年（令和4年）2月

福山市上下水道局

内 容

1	本書の位置づけ	- 1 -
2	提出書類一覧	- 1 -
3	入札参加資格及び入札説明書等の質問・回答	- 2 -
4	技術提案書及び見積書に係る作成要領	- 3 -
4-1	共通事項	- 3 -
4-2	入札参加資格審査書類の作成要領	- 3 -
4-3	技術提案書等の作成要領	- 4 -
4-3-1	提出部数	- 4 -
4-3-2	技術提案書の作成要領	- 5 -
4-3-3	見積書の作成要領	- 6 -
4-3-4	改善技術提案書及び改善見積書	- 8 -
5	入札書等の作成要領	- 9 -
5-1	提出部数	- 9 -
5-2	入札書の作成要領	- 9 -
5-2-1	設計・施工業務に係る適用歩掛等	- 9 -
5-2-2	維持管理・運營業務に係る適用歩掛等	- 9 -
5-2-3	入札書作成要領	- 9 -

1 本書の位置づけ

本様式集（以下「本書」という。）は、福山市（以下「本市」という。）が2022年（令和4年）1月28日に公告した「新浜ポンプ場改築事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集及び選定を行うに当たり、入札参加資格審査書類及び技術提案書等の作成及び提出要領について、定めたものである。

2 提出書類一覧

本事業の入札参加を行うに当たって、提出する書類の一覧を表2-1に示す。

表2-1 提出書類一覧表

様式 番号	様式名及び記載内容	様式 形式	様式 サイズ	ファイル 形式	備考
(1) 質問書様式					
1	入札参加資格に関する質問書	指定	A4	Excel	
2	入札説明書等に関する質問書	指定	A4	Excel	
(2) 入札参加資格審査書類等					
3	入札参加表明書	指定	A4	Word	
4	入札参加資格審査申請書	指定	A4	Word	
5	構成員一覧表	指定	A4	Word	
6	委任状	指定	A4	Word	
7-1	入札参加資格審査調書（設計業務）	指定	A4	Word	
7-2	入札参加資格審査調書（設計業務：委託）	指定	A4	Word	
7-3	入札参加資格審査調書（施工業務）	指定	A4	Word	
7-4	入札参加資格審査調書（維持管理・運營業務）	指定	A4	Word	
8-1	設計業務を行う企業の配置予定技術者調書	指定	A4	Word	
8-2	施工業務を行う企業の配置予定技術者調書	指定	A4	Word	

9-1	設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定書（甲）	指定	A4	Word	
9-2	設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定書（乙）	指定	A4	Word	
9-3	維持管理・運營業務共同企業体協定書（甲）	指定	A4	Word	
9-4	維持管理・運營業務共同企業体協定書（乙）	指定	A4	Word	
（３）技術提案書及び見積書					
10-1	技術提案書（正本）表紙	指定	A4	Word	
10-2	技術提案内容に関する確約書	指定	A4	Word	
10-3	技術提案書（概要説明資料）	任意	A3	任意	
11-1	技術提案書（副本）表紙	指定	A4	Word	
11-2	技術提案書	指定	A4	Word	
12	函面集	任意	A3	任意	
13	要求水準書チェックリスト	指定	A4	Excel	
14-1	見積書	指定	A4	Word	
14-2	見積内訳書	指定	A4, A3	Excel	※ 1
（４）入札書等					
15	入札書	指定	A4	Word	
16	入札内訳書	指定	A4, A3	Excel	※ 1
17	入札辞退届	指定	A4	Word	
18	入札執行（開札）立会申請書	指定	A4	Word	

※ 1 内訳書の作成要領は、当該様式に記載している。

3 入札参加資格及び入札説明書等の質問・回答

入札参加資格及び入札説明書等の質問・回答については、別紙入札説明書の記載のとおりとする。

4 技術提案書及び見積書に係る作成要領

4-1 共通事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、以下に掲げる事項に留意すること。

- ① 各様式の作成で用いる言語は、日本語とし、通貨は円とする。また、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- ② 2項の（3）に示す技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出に当たり、副本（添付資料含む。）については、社名、ロゴマーク等、固有企業を特定又は推定できる記載を行わないこと。
- ③ 本市は、入札参加資格審査書類を受領した後、入札参加資格審査を実施し、その結果を各応募者に通知する。この通知に併せて、各応募者に「応募者番号」を通知する。なお、応募者番号は受付順ではなく、任意の番号を付与しており、特別の意味をもたない。
- ④ 入札説明書及び各様式に記載されている内容及び注記に留意して作成すること。
- ⑤ 各様式で指定された枚数制限を厳守すること。
- ⑥ 各様式に記載する文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。

4-2 入札参加資格審査書類の作成要領

入札参加資格審査書類の提出部数は、以下のとおりとする。

- ① 入札参加資格審査書類は、様式3号から様式8-2号及び添付資料（各種証明書類等）により作成し、表紙を付して一括して綴じ、1部提出すること。なお、表紙には「新浜ポンプ場改築事業 入札参加資格審査書類」と記載すること。
- ② 返信用封筒（入札参加資格審査の結果通知用として、長形3号封筒に代表企業の宛先を明記し、簡易書留料金（404円）の郵便切手を貼付したもの。）を提出すること。
- ③ 各種証明書類等は、各様式で定める注記に従い、各様式の後に添付すること。また、添付漏れがないように十分留意すること。
- ④ 様式9-1号から様式9-4号の設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定書及び維持管理・運営業務共同企業体協定書は、共同企業体の有無により、適宜提出すること。なお、これらの各協定書は、基本協定締結後の各契約締結時に併せて提出すること。

4-3 技術提案書等の作成要領

4-3-1 提出部数

技術提案書等の提出部数は、以下のとおりとする。

- ① 技術提案書は、様式 10-1 号から様式 14-2 号により作成し、正本 1 部と副本 12 部を提出すること。なお、正本又は副本に綴込む各様式は以下のとおりとする。

ア 正本の綴込み

(ア) 技術提案書 (正本) 表紙	: 様式 10-1 号
(イ) 技術提案内容に関する確約書	: 様式 10-2 号
(ウ) 技術提案書 (概要説明資料)	: 様式 10-3 号
(エ) 技術提案書	: 様式 11-2 号
(オ) 図面集	: 様式 12 号
(カ) 要求水準書チェックリスト	: 様式 13 号
(キ) 見積書	: 様式 14-1 号
(ク) 見積内訳書	: 様式 14-2 号 ^{*1}

イ 副本の綴込み

(ア) 技術提案書 (副本) 表紙	: 様式 11-1 号
(イ) 技術提案書 (概要説明資料)	: 様式 10-3 号
(ウ) 技術提案書	: 様式 11-2 号
(エ) 図面集	: 様式 12 号
(オ) 要求水準書チェックリスト	: 様式 13 号
(カ) 見積内訳書	: 様式 14-2 号 ^{*1}

- ② 正本は、正本テープ等により袋とじした上で、代表者の印鑑で割印して提出すること。1 冊で袋とじできない場合は、分冊も可とする。

- ③ 副本は、A4 ファイルに一括して綴じ、提出すること。

- ④ 技術提案書等と併せて、以下に掲げる資料を電子データ化し、電子データを保存した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) を 3 部提出すること。なお、以下のアの電子データは、オリジナルデータと PDF データを、イの電子ファイルは、PDF データ等を電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) に保存すること。

ア 様式 10-1 号から様式 14-2 号

イ その他、添付した根拠資料等

- ⑤ 電子データの提出に当たっては、電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) に保存する前にウイルスチェックを行うこと。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。

※1_様式 14-2 号については、別添 1-1 から別添 1-7、別添 2-1 から別添 2-9 までと各様式の注記に従い、4-3-3 項に示す内容を網羅する見積内訳書及び算定根拠を添付すること。

4-3-2 技術提案書の作成要領

- ① 入札説明書、本書及び各様式に記載した注意事項を踏まえて作成すること。
- ② 各様式のサイズは A4 判又は A3 判とし、A3 判は A4 判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること（添付資料及び図面集含む。）。
- ③ 様式の提案が複数枚となる場合は各様式の右端最上段に通し番号を振ること。
（様式○-○号（△／●））
- ④ 各様式の用紙サイズ（A4 判又は A3 判）を問わず、用紙の上下左右に 20mm 程度の余白を設けること（図面及び添付資料を除く）。
- ⑤ 各提案書に用いる数式、数値等については、その出典根拠を明示すること。自社データを根拠とする場合は実験データ等を添付すること。
- ⑥ 様式 10-3 号の技術提案書（概要説明資料）は、A3 判 2 枚で作成すること。また、様式は任意とする。
- ⑦ 様式 13 号の要求水準書チェックリストの記載方法については、以下に掲げるとおりとする。なお、以下に示す●列は Excel ファイル中の列記号を示す。
 - ア 要求水準書に記載する内容に対して、「適否記載」欄（I 列）に応募者の提案が適合している場合は「○」を、適合していないものは「-」を記入すること。
なお、各項目において、一つでも「-」がある場合、要求水準未達と判断し、失格となる場合があるため、十分留意して記入すること。
 - イ 要求水準書に記載する内容に対して、「提案内容の概要」欄（J 列）に応募者の提案を箇条書きで簡潔に記入すること。
 - ウ 要求水準書に記載する内容に対して、「提案資料等の記載箇所」欄（K 列）に応募者の提案内容が記載されている書類名（様式番号）及び該当ページを記入すること。ただし、全ての確認項目において、記載する必要はない。この場合は「提案資料等の記載箇所」欄（K 列）に「-」と記入すること。
 - エ 「提案内容の概要」及び「提案資料等の記載箇所」に「/」が付されている箇所については、「適否記載」欄のみに記入すること。
- ⑧ 様式 12 号（様式任意）図面集に添付する図面は、以下に掲げるとおりとする。
 - ア 鳥瞰図
 - イ 全体配置図
 - ウ 既設土木施設撤去範囲図（基礎杭の撤去を含む）※1

エ 既設建築施設撤去範囲図（建築設備は撤去の考え方を図面内に付記）※1

オ 基礎図面

カ 仮設図面

キ 立面図（東西南北）※2

ク 場内整備図（平面のみ）

ケ 機械設備図面

（ア） 設備フローシート

（イ） 機器配置図（平面・各階）

（ウ） 機器配置図（断面・複数断面）※2

コ 電気設備図

（ア） システム構成図

（イ） 単線結線図

（ウ） 計装フロー

（エ） 主要機器配置図（平面のみ）

※1_既設撤去範囲図の作成に当たっては、参考資料として配布している既設図面を用いて、撤去する範囲が分かる概略図面を作成すること。なお、当該図面を作成する意図は、本市と応募者間に撤去範囲の認識の不一致がないかどうかを確認するものである。従って、詳細な図面は必要ないが、撤去に関する実施方針を図面内に記載すること。

※2_立面図及び機器配置図（断面）に想定する津波浸水ライン（赤線）及びせき上げ考慮した対策ライン（青線）を入れ、それぞれ標高を付記すること。

4-3-3 見積書の作成要領

(1) 設計・施工業務に係る適用歩掛等

1) 設計業務

設計費の算出に当たっては、「下水道用設計標準歩掛表－設計委託－」及び「設計業務等標準積算基準書」の各資料の最新版を参考とすること。

2) 土木工事

工事費のうち土木工事費の算出に当たっては、「下水道用設計標準歩掛表－ポンプ場・処理場－」の最新版を参考とすること。

3) 建築工事, 建築機械設備工事及び建築電気設備工事

工事費のうち建築工事費, 建築機械設備工事費及び建築電気設備工事費の算出に当たっては, 「下水道用設計標準歩掛表ーポンプ場・処理場ー」「公共建築工事積算基準」「公共建築工事標準仕様書」「公共建築工事内訳書標準様式(設備工事)」の各資料の最新版を参考とすること。

4) 機械設備工事及び電気設備工事

工事費のうち機械設備工事費及び電気設備工事費の算出に当たっては, 「下水道用設計標準歩掛表ーポンプ場・処理場ー」の最新版を参考とすること。

(2) 維持管理・運營業務に係る適用歩掛等

維持管理・運營業務費の算出に当たっては, 「下水道施設維持管理積算要領」の最新版を参考とすること。

(3) 見積書作成要領

- ① 本事業の工事請負契約の契約方式は, 入札説明書で示したとおり, 総価契約単価合意方式を採用する。このため見積金額のうち, 一式として計上する項目(費目, 工種, 種別, 細別, 以下これらを「項目」という。)がある場合, かかる項目は, 事業者の任意性が強いものとして設計変更の対象とならない。このことを踏まえ, 可能な限り見積内訳書を細分化して提示すること。
- ② 見積書及び見積内訳書の金額及び単価については, 物価上昇を考慮しないこと。
- ③ 様式 14-2 号, 様式 14-2 号(別添 1-1 から別添 1-7) 及び様式 14-2 号(別添 2-1 から別添 2-9) の各様式については, 黄色着色部に数値を入力すること。
- ④ 見積内訳書の作成に当たっては, 各積算基準類における工種体系ツリーに準拠し, 「費目」「工種」「種別」「細別」のレベル 1 から 4 までに分け, かつ可能な限り詳細な規格及び仕様等を明記すること。
- ⑤ 様式 14-2 号(別添 1-2 から別添 1-7) については, 見積内訳書を補完するための算定根拠(様式任意)を添付すること。
- ⑥ 様式 14-2 号(別添 2-4 から別添 2-9) については, 費目・項目の算定根拠が分かる資料(様式任意)を添付すること。
- ⑦ 見積書における維持管理・運營業務費を構成する単価のうち, 「人件費」「電気料金」「水道料金」「燃料費」「薬品費」は, 表 4-1 のとおりとする。

表 4-1 維持管理・運營業務費を構成する単価

項目		算定基準	備考
人件費		任意	
電気料金 ^{※1}	基本料金	事業者提案に基づく基本料金	
	従量料金	事業者提案に基づく従量料金	燃料調整額及び再エネ賦課金を含む。
水道料金 ^{※1}	基本料金	事業者提案に基づく基本料金	福山市上下水道局
	従量料金	事業者提案に基づく従量料金	福山市上下水道局
燃料費		任意	
薬品費		任意	

※1_松浜ポンプ場で使用する電気使用量及び上水使用量については、技術提案時及び入札金額時には、以下の数値で計算すること。維持管理・運營業務を開始後、翌年度以降に松浜ポンプ場で使用する電気量及び上水使用量を鑑み、本市及び維持管理・運營業務事業者間で協議を行い、適正な金額調整と精算を行う。

- ア 電気使用量 : 5,066kWh/年 (松浜ポンプ場)
- イ 上水使用量 : 89m³/年 (松浜ポンプ場)

4-3-4 改善技術提案書及び改善見積書

技術提案の改善通知を受けた応募者は、改善技術提案書及び改善見積書として、改善通知に関連する各様式を提出すること。

なお、提出部数及び作成要領は、4-3項に示す要領と同じとする。

5 入札書等の作成要領

5-1 提出部数

入札書の提出部数は、以下のとおりとする。

① 入札書は、様式 15 号及び様式 16 号により作成し、正本 1 部を提出すること。

ア 正本の綴込み

(ア) 入札書 : 様式 15 号

(イ) 入札内訳書 : 様式 16 号

② 様式 15 号と様式 16 号は、封筒に入れ、代表者の印鑑で封印し、封筒に入札書在中の旨を記載すること。

③ 入札資格審査通過者が入札を辞退する場合には、様式 17 号「入札辞退届」を本市に提出すること。

④ 入札執行（開札）の立会いを希望する者は、様式 18 号「入札執行（開札）立会申請書」を本市に提出すること。

5-2 入札書の作成要領

5-2-1 設計・施工業務に係る適用歩掛等

4-3-3 項の（1）と同じ要領とする。

5-2-2 維持管理・運營業務に係る適用歩掛等

4-3-3 項の（2）と同じ要領とする。

5-2-3 入札書作成要領

① 本事業の工事請負契約の契約方式は、入札説明書で示したとおり、総価契約単価合意方式を採用する。このため入札金額のうち、一式として計上する項目がある場合、かかる項目は、事業者の任意性が強いものとして設計変更の対象とならない。このことを踏まえ、可能な限り内訳書を細分化して提示すること。

② 入札書及び入札内訳書の金額及び単価については、物価上昇を考慮しないこと。

③ 様式 16 号、様式 16 号（別添 1-1 から別添 1-7）及び様式 16 号（別添 2-1 から別添 2-10）の各様式については、黄色着色部に数値を入力すること。

④ 入札内訳書の作成に当たっては、各積算基準類における工種体系ツリーに準拠し、「費目」「工種」「種別」「細別」のレベル 1 から 4 までに分け、かつ可能な限り詳細な規格及び仕様等を明記すること。

- ⑤ 様式 16 号（別添 1-2 から別添 1-7）については、入札内訳書を補完するための算定根拠（様式任意）を添付すること。
- ⑥ 様式 16 号（別添 2-4）から様式 16 号（別添 2-9）については、費目・項目の算定根拠が分かる資料（様式任意）を添付すること。
- ⑦ 入札書（入札内訳書）における維持管理・運營業務費を構成する単価のうち、「人件費」「電気料金」「水道料金」「燃料費」「薬品費」は、表 4-1 のとおりとする。
- ⑧ 応募者が特別目的会社を設立する場合には、様式 16 号（別添 2-10）に必要事項を記載すること。
- ⑨ 技術提案書の No.12 及び No.13 の地域貢献の提案事項（発注割合）については、技術提案時の見積書（改善見積書を含む。）と入札価格は、異なることがあるが、この場合であっても、応募者は入札価格に対する発注割合を技術提案値以上とする義務を負うため、十分に留意すること。

(様式1号)

新浜ポンプ場改築事業 入札参加資格に関する質問書

提出者

商号又は名称	
所在地	
部署	
質問者名	
連絡先	電話:
	F A X:
	電子メール:

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分							質問内容
			頁	章	節	項				
例	入札説明書	応募者の入札参加資格要件	12	3	3-4	3-4-2	(1)	①		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(様式2号)

新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問書

提出者

商号又は名称	
所在地	
部署	
質問者名	
連絡先	電話:
	F A X:
	電子メール:

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分							質問内容
			頁	章	節	項				
例	入札説明書	落札者決定基準	18	3	3-5	3-5-2				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

入札参加表明書

2022 年（令和 4 年） 月 日

福山市上下水道事業管理者
小林 巧平 様

(代表企業)
所 在 地
商号又は名称
代表者職・名前 印

2022 年（令和 4 年） 1 月 28 日付けで公告された「新浜ポンプ場改築事業」に係る総合評価一般競争入札への参加について、入札参加資格審査申請書に示す構成員による _____^{※1} グループにより参加することを、構成員一覧表及び委任状を添えて表明します。

代表企業の担当者

担当者名	
所属・役職	
連絡先住所	
電 話	
F A X	
電子メール	

※1 単一企業、複数企業による応募を問わず代表企業名とすること。

(様式 4号)

入札参加資格審査申請書

2022 年（令和 4 年） 月 日

福山市上下水道事業管理者
小林 巧平 様

(代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

2022 年（令和 4 年） 1 月 28 日付けで公告された「新浜ポンプ場改築事業」の入札公告に基づき入札参加資格審査の関係書類を添付して申請します。

なお、入札公告に規定する入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

添付書類確認書

- 入札参加表明書（様式 3 号）
- 入札参加資格審査申請書（様式 4 号）
- 構成員一覧表（様式 5 号）
- 委任状（様式 6 号）
- 入札参加資格審査調書（設計業務）（様式 7-1 号）
 - 設計業務を行う企業の建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を証明する証書の写し
 - テクリスの登録データ等，応募者の入札参加資格要件としている履行実績が確認できる資料の写し
- 入札参加資格審査調書（設計業務：委託）（様式 7-2 号）
 - 設計業務を行う企業の建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を証明する証書の写し
 - 法定による免許及び資格等を証明する書類の写し
 - 配置予定技術者が設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証（被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスキングすること。）等の写し
- 入札参加資格審査調書（施工業務）（様式 7-3 号）
 - 施工業務を行う企業の特定建設業許可又は一般建設業許可を証明する書類の写し
 - 施工業務を行う企業の最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - CORINS の登録データ等，応募者の入札参加資格要件としている施工実績が確認できる資料の写し
- 入札参加資格審査調書（維持管理・運營業務）（様式 7-4 号）
 - 維持管理・運營業務を行う企業の下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる資料の写し
 - 応募者の入札参加資格要件としている履行実績が確認できる資料の写し
- 設計業務を行う企業の配置予定技術者調書（様式 8-1 号）
 - 法定による免許及び資格等を証明する書類の写し
 - 配置予定技術者が設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証（被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスキングすること。）等の写し
- 施工業務を行う企業の配置予定技術者調書（様式 8-2 号）
 - 監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し
 - 配置予定技術者が施工業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証（被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスキングすること。）等の写し
- 返信用封筒（入札参加資格審査の結果通知用として，長形 3 号封筒に代表企業の宛先を明記し，簡易書留料金（404 円）の郵便切手を貼付したもの。）

注記)

1. 上記の□印部分には，提出書類及び添付書類を確認した上で，チェック（☑）すること。

構成員一覧表

番号	1. 代表企業（施工業務を行う企業）		備考
1	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	

番号	2. 設計業務を行う企業		備考
1	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	

番号	3. 施工業務を行う企業		備考
1	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	
2	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	
3	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	
4	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	

番号	4. 維持管理・運營業務を行う企業		備考
1	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	
2	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	
3	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	
4	所在地 商号又は名称 代表者職・名前	印	

注記)

1. 構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。また、施工業務及び維持管理・運營業務については、企業数に応じて、不要となる記載欄を削除すること。
2. 設計業務及び施工業務において、共同企業体とする場合は、該当する企業の備考欄に「JV（施工）」と記載すること。
3. 維持管理・運營業務において、共同企業体とする場合は、該当する企業の備考欄に「JV（維持管理）」と記載すること。また、当該業務の共同企業体の代表者は、該当する企業の備考欄に「JV維持管理（代表）」と記載すること。
4. 維持管理・運營業務について、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設置する場合で、SPCに出資する企業は、該当する企業の備考欄に「構成企業」と記載すること。また、SPCの代表企業は、備考欄に「構成企業（代表）」、SPCに出資しない企業は、該当する企業の備考欄に「協力企業」と記載すること。
5. 各業務を行う企業に記載する企業は、構成員のみとし、設計業務、施工業務及び維持管理・運營業務に関する下請企業の記載は行わないこと。
6. 施工業務を行う企業が設計業務を行う場合は、該当する企業の備考欄に「【設計】」と記載すること。なお、施工業務を行う企業が設計業務の一部を委託する場合には、「2. 設計業務を行う企業」の欄に受託する企業の必要事項を記載押印し、「2. 設計業務を行う企業」という記載を「2. 設計業務を行う企業（委託）」に修正すること。

(様式6号)

2022年(令和4年)

月 日

委任状

[代表企業への委任状]

福山市上下水道事業管理者
小林 巧平 様

(構成員)

所在地
商号又は名称
代表者職・名前



(構成員)

所在地
商号又は名称
代表者職・名前



(構成員)

所在地
商号又は名称
代表者職・名前



(構成員)

所在地
商号又は名称
代表者職・名前



私達は、下記の受任者を構成員の代表企業とし、入札参加表明書の提出日から基本協定の締結の日までの期間において、新浜ポンプ場改築事業に関する以下の権限を代表企業に委任します。

受任者	所在地 商号又は名称 代表者職・名前 印
委任事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下記事業に関する入札参加表明について 2. 下記事業に関する入札参加資格審査申請について 3. 下記事業に関する入札の辞退について 4. 下記事業に関する入札及び技術提案について 5. 下記事業に関する基本協定の締結について
事業名	新浜ポンプ場改築事業

注記)

1. 構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

入札参加資格審査調書（設計業務）

1 事業名 : 新浜ポンプ場改築事業

2 構成員名（設計業務） :

(1/●)

項目		内容
入札参加資格		
履 行	業務委託名	
	発注機関名	
	業務場所	
	履行期間	
	ポンプ場種類	雨水ポンプ場/合流式ポンプ場/汚水ポンプ場
	契約金額(税込)	
実 績	テクリス 登録番号	
	業務概要 (300字以内)	

注記)

1. 入札参加資格は、入札説明書において応募者の入札参加資格要件としている 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において登録を受けている業種を記載すること。
2. 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を証明する証書の写しを添付すること。
3. テクリスに登録されている設計においては、登録データ（業務完了時カルテ）を提出すること。なお、登録データでは応募者の入札参加資格要件の実績を有することが判明できない場合、又はテクリスに登録されていない設計については、図面や発注者の証明等、応募者の入札参加資格要件が確認できる資料（仕様書及び契約書等の写し等）を添付すること。

入札参加資格審査調書（設計業務：委託）

1 事業名：新浜ポンプ場改築事業

2 委託企業名（設計業務）：

(1/●)

項目	内容
一級建築士事務所登録	商号又は名称 所在地 代表者名 事務所登録番号 印
一級建築士	配置予定技術者の名前 法定による免許・資格等

注記)

1. 本様式は、施工業務を行う企業が設計業務を行う場合で、かつ入札参加資格要件を満たすために、別途設計企業に委託を行うことで対応する場合に使用し、入札説明書 3-4-2 項 (2) 2) ①イに示す前項の 1) の③（一級建築士事務所登録）及び④（一級建築士の配置）について記載するものである。
2. 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を証明する証書の写しを添付すること。
3. 法定による免許及び資格等を証明する書類の写しを添付すること。
4. 配置予定技術者が設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証（被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスキングすること。）等の写しを添付すること。

入札参加資格審査調書（施工業務）

1 事業名 : 新浜ポンプ場改築事業

2 構成員名（施工業務） :

(1 / ●)

項目		内容
入札参加資格		
施 工 実 績	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	施 設 の 種 類	雨水ポンプ場／合流式ポンプ場／汚水ポンプ場／終末処理場
	契約金額（税込）	
	受 注 形 態	単独企業／JV（代表企業）
	C O R I N S 登 録 番 号	
工 事 概 要 （300 字以内）		

注記)

1. 入札参加資格は、入札説明書において応募者の入札参加資格要件としている 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において登録を受けている業種を記載すること。
2. 特定建設業許可又は一般建設業許可を証明する書類の写しを添付すること。
3. 最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付すること。
4. CORINS に登録されている工事においては、登録データ（竣工時工事カルテ）を提出すること。なお、登録データでは応募者の入札参加資格要件の実績を有することが判明できない場合、又は CORINS に登録されていない工事については、図面や発注者の証明等、応募者の入札参加資格要件が確認できる資料（仕様書及び契約書等の写し等）を添付すること。
5. 各企業が有する実績が複数の場合は、上表を複写して使用すること。

入札参加資格審査調書（維持管理・運營業務）

1 事業名：新浜ポンプ場改築事業

2 構成員名（維持管理・運營業務）：

(1/●)

項目		内容
入札参加資格		
履 行 実 績	業務委託名	
	発注機関名	
	履行場所	
	履行期間	
	対象施設	雨水ポンプ場／合流式ポンプ場／汚水ポンプ場／終末処理場
	契約金額（税込）	
	受注形態	単独企業／JV（代表企業）
業務概要 （300字以内）		

注記)

1. 入札参加資格は、入札説明書において応募者の入札参加資格要件としている 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において登録を受けている業種又は 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において登録を受けている業種を記載すること。
2. 下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる資料の写しを添付すること。
3. 維持管理又は運營業務において、応募者の入札参加資格要件の実績を有することを証明できる仕様書及び契約書等の写し等を提出すること。
4. 各企業が有する実績が複数の場合は、上表を複写して使用すること。

設計業務を行う企業の配置予定技術者調書

1 事業名 : 新浜ポンプ場改築事業

2 構成員名 (設計) :

(1 / ●)

項目	内容
管理技術者	
配置予定技術者の名前	
法定による免許・資格等	
照査技術者	
配置予定技術者の名前	
法定による免許・資格等	
建築担当技術者	
配置予定技術者の名前	
法定による免許・資格等	

注記)

1. 法定による免許及び資格等を証明する書類の写しを添付すること。
2. 施工業務を行う企業が設計業務を行う場合においても、本様式を用いて記載すること。
なお、監理技術者と管理技術者は兼務できるが、照査技術者との兼務はできないため、留意すること。
3. 配置予定技術者が設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証（被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスクすること。）等の写しを添付すること。

施工業務を行う企業の配置予定技術者調書

1 事業名 : 新浜ポンプ場改築事業 _____

2 構成員名 (施工) : _____

(1 / ●)

項 目	内 容
配置予定技術者の名前	
業 務 担 当	監理技術者 (土木) / 監理技術者 (建築) / 監理技術者 (機械) / 監理技術者 (電気)
監理技術者資格者証 交 付 番 号	

注記)

1. 本様式は、土木、建築、機械、電気の各工事に配置する監理技術者ごとに作成すること。
2. 資格等を証明する書類 (監理技術者資格者証の表面と裏面) の写しを添付すること。
3. 配置予定技術者が施工業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証 (被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスキングすること。) 等の写しを添付すること。

設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定書 (甲)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 新浜ポンプ場改築事業にかかる設計・施工業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、●●設計・施工業務特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を●市●町●番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

●●●●市●番地 ●●●● (商号)
●●●●市●番地 ●●●● (商号)

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、●●●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の設計・施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

●●●● ●%
●●●● ●%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の設計・施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、建設工事完成の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(建設工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(建設工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが建設工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約の内容に適合し

ないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●外●社は、上記のとおり設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し各通に構成員が記名捺印し、1 通は福山市に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

設計・施工業務特定建設工事共同企業体

(代 表 者)
所 在 地
商号又は名称
代表者職・名前 印

設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 新浜ポンプ場改築事業にかかる設計・施工業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

第2条 当共同企業体は、●●設計・施工業務特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を●市●町●番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| ●●県●市●番地 | ●●●●（商号） |
| ●●県●市●番地 | ●●●●（商号） |

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、●●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の設計・施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事例）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- | | |
|--------|----------|
| ●●●●工事 | ●●●●（商号） |
| ●●●●工事 | ●●●●（商号） |

2 前項に規定する分担工事の価格（運営委員会が定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担工事の設計・施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本建設工事の設計・施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(建設工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが建設工事途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●外●社は、上記のとおり設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し各通に構成員が記名捺印し、1通は福山市に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

設計・施工業務特定建設工事共同企業体

(代 表 者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

新浜ポンプ場改築事業にかかる設計・施工業務については、設計・施工業務特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する建設工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税及び地方消費税分を含む）

●●工事	●●●●（商号）	●●円
●●工事	●●●●（商号）	●●円

●●外●社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

設計・施工業務特定建設工事共同企業体

（代 表 者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

維持管理・運営業務共同企業体協定書（甲）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 新浜ポンプ場改築事業にかかる維持管理・運営業務（当該委託業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「維持管理・運営業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、●●維持管理・運営業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を●市●町●番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

- 2 維持管理・運営業務を受託できなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該維持管理・運営業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

●●●市●番地 ●●●（商号）
●●●市●番地 ●●●（商号）

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、維持管理・運営業務の委託業務に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該維持管理・運営業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

●●● ●%
●●● ●%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、維持管理・運営業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、維持管理・運營業務の委託契約の履行及び下請契約その他の維持管理・運營業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、委託業務完了のとき、当該委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が維持管理・運營業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して維持管理・運營業務を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●外●社は、上記のとおり維持管理・運營業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し各通に構成員が記名捺印し、1 通は福山市に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日
維持管理・運營業務共同企業体

(代 表 者)
所 在 地
商号又は名称
代表者職・名前 印

維持管理・運営業務共同企業体協定書 (乙)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 新浜ポンプ場改築事業にかかる維持管理・運営業務（当該委託業務内容の変更に伴う委託業務を含む。以下、単に「維持管理・運営業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

第 2 条 当共同企業体は、●●維持管理・運営業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を●市●町●番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 維持管理・運営業務を受託できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該維持管理・運営業務に係る業務委託が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| ●●県●市●番地 | ●●● (商号) |
| ●●県●市●番地 | ●●● (商号) |

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、●●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、維持管理・運営業務の委託業務に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務額)

第 8 条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- | | |
|------|----------|
| ●●業務 | ●●● (商号) |
| ●●業務 | ●●● (商号) |

2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、維持管理・運営業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した実施計画によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口

預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務委託の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本委託業務中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が維持管理・運営業務を完了する日までは脱退することができない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●外●社は、上記のとおり維持管理・運營業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し各通に構成員が記名捺印し、1通は福山市に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日
維持管理・運營業務共同企業体

(代 表 者)
所 在 地
商号又は名称
代表者職・名前 印

維持管理・運営業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書

新浜ポンプ場改築事業にかかる維持管理・運営業務については、維持管理・運営業務共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税分を含む）

●●業務 ●●●（商号） ●●円
●●業務 ●●●（商号） ●●円

●●●外●社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

維持管理・運営業務共同企業体

（代 表 者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

(様式 10-1 号)

新浜ポンプ場改築事業

技術提案書 (正 本)

応募者番号	
-------	--

(様式 10-2 号)

技術提案内容に関する確約書

2022 年（令和 4 年） 月 日

福山市上下水道事業管理者

小林 巧平 様

(代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

記

_____グループ※1は、2022 年（令和 4 年） 1 月 28 日付けで公告された新浜ポンプ場改築事業に関し、提出する技術提案書の記載事項が要求水準書などの公告資料の一切の内容を満足していることを確約します。

※1 単一企業、複数企業による応募を問わず代表企業名とする。

(様式 11-1 号)

新浜ポンプ場改築事業

技術提案書

(副 本)

応募者番号	
-------	--

No. 1 施工計画_工事工程

(○/4)

提 案 内 容

設計・施工，引渡しから引継期間，維持管理・運營業務の開始までの事業期間の工期について，工程表を作成すること。

また，工程表に併せて，以下に示す内容について，提案内容を記述すること。

ア 要求水準書に示す事業期間（設計・施工期間）を短縮できる方策について，記述すること。また，工期短縮に係る根拠資料は，提案書とは別に参考資料として提出すること。

イ 工程表に記載すべき項目は，以下に挙げるとおりとする。

- (ア) 設計時に行う調査
- (イ) 実施設計
- (ウ) 施工時に行う調査
- (エ) 関連機関協議
- (オ) 必要な許認可申請（建築確認申請含む）
- (カ) 準備工
- (キ) 撤去工事（土木，建築（建築機械及び建築電気含む），機械，電気）
- (ク) 各工種工事（土木^{※1}，建築，建築機械，建築電気，機械，電気）
- (ケ) 試運転
- (コ) 各種検査等
- (サ) 引継ぎ
- (シ) 維持管理・運營業務開始時期

※工程表：A3 版 1 枚又は 2 枚（様式任意）

提案書：A4 版 4 枚以内

参考資料：枚数制限なし，様式任意

※1_土木工種には，本ポンプ場内の場内整備工事を含む。

No. 2 施工計画_施工計画

(○/6)

提 案 内 容

施工計画について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

ア 既設本ポンプ場の排水機能を確保しながら施工する手順について、図示等により具体的に記述すること。

イ 流入渠及び放流渠の接続替えに係る施工上の課題とその対策について、図示等により具体的に記述すること。

ウ 上記のア及びイの回答を行うに当たって、以下の（ア）から（オ）で示す内容を網羅した内容とすること。

（ア）仮設工事（土木、プラント機械及びプラント電気）について、記述すること。

（イ）既設構造物の撤去方法について、施工法等を明確にし、具体的に記述すること。

（ウ）施工期間中の維持管理の方法について、記述すること。

（エ）施工計画に係る根拠資料は、提案書とは別に参考資料として提出すること。

（オ）No.1の工事工程と整合が図れた施工計画とすること。

※提案書：A4版6枚以内

参考資料：枚数制限なし，様式任意

(様式 11-2 号)

応募者番号	
-------	--

No. 3 施工計画_事前調査, 湧水対策及び盤膨れ対策

(○/4)

提 案 内 容

本ポンプ場の施工にあたり, 湧水対策及び盤膨れ対策について, 以下に示す内容に対し, 提案内容を記述すること。

なお, 当該地盤の透水係数については, 別途配布する参考資料(地質調査報告書)に示す物理試験の粒度試験結果から推定し, 以下の記述を定量的に行うこと。

ア 要求水準書の 3-2-1 項で示す「事前調査における留意事項」を踏まえ, 想定する事象とその事象を明確にするために必要な調査方法・内容を記述すること。

イ 湧水及び盤膨れの現象は, 表裏一体の複合的な事象である。これを踏まえ, 安全で実現性の高い湧水対策及び盤膨れ対策を記述すること。

※提案書 : A4 版 4 枚以内

(様式 11-2 号)

応募者番号	
-------	--

No. 4 施工計画_周辺環境の影響把握とその対策

(○/6)

提 案 内 容

本ポンプ場の施工にあたり、No.2（施工計画）及びNo.3（事前調査、湧水対策及び盤膨れ対策）を踏まえ、周辺環境及び周辺影響対策について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

- ア 施工に対する周辺環境への影響に対し、机上での影響解析方法と内容を記述すること。
- イ 実施工と机上解析結果の乖離に対する是正策について、記述すること（現場計測と逐次解析、施工管理値等）。
- ウ 上記の提案を踏まえ、計測施工方法と内容について、記述すること。

※提案書：A4版6枚以内

No. 5 性能・機能_施設配置

(○/2)

提 案 内 容

本ポンプ場の施設配置及び各室の配置について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

ア 本ポンプ場と隣接する松浜ポンプ場の敷地分割を考慮した施設配置計画について、記述すること。

イ 維持管理者や各種車両動線について、記述すること。

ウ 監視体制やメンテナンススペースなどを考慮した上で、各室の構成及び配置について、記述すること。

エ 要求水準書で示す浸水深さを考慮した上で、浸水防除に係る区画、防水及び耐水の方法・内容について、記述すること。

※提案書：A3 版 3 枚以内（アからウに対する提案：様式任意）

提案書：A4 版 2 枚以内（エに対する提案）

No. 6 性能・機能_機能性

(○/6)

提 案 内 容

本ポンプ場の機能性について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

- ア 本ポンプ場のしき及び沈砂の除去及び搬出方法・内容並びに臭気対策について、記述すること。
- イ 本ポンプ場の沈砂池の構成、設計諸元、運転方法等について、記述すること。
なお、沈砂池の施設計画に当たっては、合流式の雨水であることを考慮した設計諸元の設定（水面積負荷等）、考え方についても記述すること。
- ウ ポンプ設備構成及び機種、運転方法・内容について、記述すること。なお、記述にあたり、年間を通して高頻度な降雨や急激な雨水流入に対する考え方も併せて記述すること。
- エ 電気設備のうち、受変電設備、自家発電設備、計装設備、ITV 設備、監視制御設備について、項目ごとに提案内容を記述すること。

※提案書：A4 版 6 枚以内

No. 7 性能・機能_信頼性

(○/4)

提 案 内 容
<p>本ポンプ場ほか2施設の信頼性について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。</p> <p>ア 本ポンプ場の土木・建築施設及びプラント機械・電気設備の耐久性（コンクリート仕様設定，各種腐食対策，各種材料選定）を高めるための提案について，記述すること。</p> <p>イ 本ポンプ場ほか2施設に対して，計画雨水量を超える雨水流入について，提案内容を記述すること。</p> <p>※提案書：A4版4枚以内</p>

(様式 11-2 号)

応募者番号	
-------	--

No. 8 性能・機能_合流式下水道の水質改善

(○/4)

提 案 内 容

本ポンプ場ほか2施設の合流式下水道の水質改善について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

ア 本ポンプ場の分配堰及び中央雨水滞水池のシステム、構造形態を踏まえ、更なる合流式下水道の水質改善について、記述すること（分配堰等の改造を含む）。

イ 新設本ポンプ場に対し、合流式下水道の水質改善の対策とその効果について、記述すること。

※提案書：A4版4枚以内

No. 9 維持管理・運営_安定的な組織体制

(○/4)

提 案 内 容

本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場、第2フェーズ以降に取込み予定の雨水排水施設の維持管理・運營業務に対して、安定的な組織体制の構築について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

ア 本事業では、本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場に加え、段階的に39施設の雨水排水施設を取込み、拡張する予定である。この計画を踏まえ、安定的な組織体制を構築するための方策とその効果について、記述すること。

イ その他の既設ポンプ場に対して、運転開始時から維持管理・運營業務を安定させるための組織体制にするための方策とその効果について、記述すること。

ウ 数多くの雨水排水施設を管理するに当たって、地震時や洪水発生時等に対する災害復旧に係る組織体制を構築するための方策とその効果について、記述すること。

※提案書：A4版4枚以内

No.10 維持管理・運営_効率的な維持管理・運営計画

(○/6)

提 案 内 容

本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場の効率的な維持管理・運営計画について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

ア 本市は、本ポンプ場ほか2施設の維持管理・運営に対して、ICT等を導入することにより、昼間常駐、夜間及び休日の無人化（降雨時を含まない。）を図り、大幅な省人化及び低廉な維持管理の実現を目指している。この前提を踏まえ、効率的な維持管理・運営を実現するために必要な設備計画、組織体制及び人員配置計画（平日、夜間、休日、降雨時、緊急時の各体制）について、記述すること。なお、提案に当たっては、本市の想定に囚われることなく、安全で確実な排水が行える範囲において、更なる省人化や効率化に対し、積極的な提案を行うこと。

イ 本市は、その他の既設ポンプ場の維持管理・運営に対して、第2フェーズまでに別途ICT等を導入することにより、省人化及び低廉な維持管理を目指している。この前提を踏まえ、効率的な維持管理・運営を実現するために必要な設備投資、組織体制及び人員配置（平日、夜間、休日、降雨時、緊急時の各体制）について、記述すること。

※提案書：A4版6枚以内

No.11 維持管理・運営_段階的拡張計画

(○/6)

提 案 内 容

本事業では、本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場に加え、段階的に39施設の雨水排水施設を取込み、拡張する予定である。この計画を踏まえ、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

ア 本市は、第1フェーズから第4フェーズの20年間において、5年間ごとに当該維持管理・運営事業者との協議を踏まえ、ICT等の設備投資を行うことで、効率的な維持管理を実現し、省人化及び低廉な維持管理を目指している。この前提を踏まえ、ICT設備投資、維持管理体制、削減できるコスト（見込額：第1フェーズのみ）、期待できる維持管理性の向上等を、各フェーズで整理し、各項目について具体的に記述すること。

※提案書：A4版6枚以内

(様式 11-2 号)

応募者番号

No.12 地域貢献_施工に関する地域貢献

(1 / 1)

提 案 内 容

施工に関する地域貢献として、市内企業^{※1}の事業参画及び市内企業からの材料調達について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

なお、市内企業は構成企業及び協力企業、構成員、下請企業等を問わない。

(1) 本事業の施工業務に対する事業参画

企業形態	工事区分	工種	内容	企業名	発注予定額 (税抜)
構成員	土木工事	土木	土木工事一式	●●建設	●●●円
計					●●●円

(市内企業への発注累計額) ÷ (施工業務に関する見積額) × 100 = 市内企業発注割合 (%)

(2) 本事業の施工業務に対する材料調達

企業形態	工事区分	材料種類	数量	企業名	発注予定額 (税抜)
下請企業等	土木工事	鉄筋	● t	●●●	●●●円
計					●●●円

(市内企業への発注累計額) ÷ (施工業務に関する見積額) × 100 = 市内企業発注割合 (%)

企業及び材料調達に係る発注割合 : (1) + (2) = ●%^{※2}

※1_市内企業とは、企業の本店、支店等を問わず、福山市内の企業に直接発注する場合を示す。

※2_ (1) と (2) の金額が重複する場合、又は各項目で金額が重複する場合は、どちらか大きい金額を採用値とする。

(様式 11-2 号)

応募者番号

No.13 地域貢献_維持管理・運営に関する地域貢献

(1 / 1)

提 案 内 容

維持管理・運営に関する地域貢献として、市内企業^{※1}の事業参画及び市内企業からの材料調達について、以下に示す内容に対し、提案内容を記述すること。

なお、市内企業は構成企業及び協力企業、構成員、下請企業等を問わない。

(1) 本事業の維持管理・運營業務^{※2}に対する事業参画

企業形態	維持管理形態	内容	企業名	発注予定額 (税抜)
構成員	運転管理業務	運転管理	●●●	●●●円
計				●●●円

(市内企業への発注累計額) ÷ (維持管理・運營業務に関する見積額) × 100 = 市内企業発注割合 (%)

(2) 本事業の維持管理・運營業務に対する材料調達

企業形態	維持管理形態	材料種類	数量	企業名	発注予定額 (税抜)
下請企業等	調達業務	A 重油	●L/年	●●●	●●●円/年
計					●●●円/年

(市内企業への発注累計額) ÷ (維持管理・運營業務に関する見積額) × 100 = 市内企業発注割合 (%)

企業及び材料調達に係る発注割合 : (1) + (2) = ●%^{※3}

※1_市内企業とは、企業の本店、支店等を問わず、福山市内の企業に直接発注する場合を示す。

※2_SPC を設ける場合、SPCに係る経費を含まない。

※3_ (1) と (2) の金額が重複する場合、又は各項目で金額が重複する場合は、どちらか大きい金額を採用値とする。

(様式 11-2 号)

応募者番号	
-------	--

No.14 その他_先進的技術の活用

(○/2)

提 案 内 容
<p>設計業務，施工業務，維持管理・運營業務の各業務において，DX，AI 及び ICT 等，先進的技術の有効な活用について，提案内容を記述すること。</p> <p>※提案書：A4 版 2 枚以内</p>

(様式 11-2 号)

応募者番号	
-------	--

No.15 その他_本事業のセルフモニタリング

(○/3)

提 案 内 容
<p>本事業の設計業務，施工業務，維持管理・運営業務の各段階における業務ごとに，セルフモニタリングの方法及び内容について，記述すること。</p> <p>※提案書：A4 版 3 枚以内</p>

要求水準書チェックリスト

No.	項目	確認事項(要求水準書の記載内容)		頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
2 基本条件							
1	2-4 関係法令 及び基準・仕様 等				14		
2	2-5 公害防止 基準				20		
3	2-5 公害防止 基準	(1)	1)	(1) 施工時の各種規制 1) 特定建設作業に伴う騒音の規制に関する基準 本ポンプ場等は「工業地域」に該当している。 施工に当たっては、表2-5に示す施工時の騒音規制基準を 満足すること。	20		
4	2-5 公害防止 基準	(1)	2)	2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基 準 本ポンプ場等は「工業地域」に該当している。 施工に当たっては、表2-6に示す施工時の振動規制基準を 満足すること。	20		
5	2-5 公害防止 基準	(1)	3)	3) 工事濁水に係る排水基準 施工に当たっては、表2-7に示す工事濁水に係る排水基準 を満足すること。	21		
6	2-5 公害防止 基準	(2)	1)	(2) 維持管理時の各種規制 1) 騒音規制 本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場は、「工業 地」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「近隣商業地 域」、「用途地域の定めのない地域」に該当している。維持管 理に当たっては、表2-8に示す維持管理時の騒音規制基 準を満足すること。	22		
7	2-5 公害防止 基準	(2)	2)	2) 振動規制 本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場は、「工業 地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「近隣商業 地域」、「用途地域の定めのない地域」に該当している。維 持管理に当たっては、表2-9に示す維持管理時の振動規 制基準を満足すること。	22		
8	2-5 公害防止 基準	(2)	3)	3) 悪臭基準 本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場は、「工業 地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「近隣商業 地域」、「用途地域の定めのない地域」に該当している。維 持管理に当たっては、表2-10に示す維持管理に係る 悪臭の基準値を敷地境界線において満足すること。	23		

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
9	2-5 公害防止基準		(2)	4)	4) 排ガス基準 維持管理に当たっては、表2-11に示す排ガス基準を排気出口において満足すること。	23			
10	2-6 その他				設計業務、施工業務及び維持管理・運營業務に当たっては、周辺住民への事業説明等に対して、本市に協力すること。また、本市の要請に応じて、事業説明に係る資料作成を行うこと。	23			
3 設計業務に関する要求水準									
11	3-1 設計業務の対象				工事請負事業者は、本書で求める要件を満足させるとともに、自らが提案した技術提案書に基づき設計業務を実施すること。 設計業務の対象としては実施設計とする。 なお、本事業は設計・施工を一体的に行う事業であることを鑑み、必要となる調査の一切については、工事請負事業者の責任において実施すること。	24			
12	3-2 事前調査				工事請負事業者は、参考資料及び配布資料に示す既存の調査資料の内容を十分に確認した上で、設計業務に必要な事前調査を実施すること。	24			
13	3-2 事前調査	3-2-1 事前調査における留意事項			事前調査においては、以下に挙げる内容に十分留意し、必要な調査を実施し、それぞれに対して、必要な対策を講じること。	24			
14	3-2 事前調査	3-2-1 事前調査における留意事項	①		① 事業用地内の土層としては、上から盛土(Bs)、砂質土(As)、第二粘性土(Ac2)、粘性土(Dc)、砂質土(Ds)、第一礫質土(Dg1)、第二礫質土(Dg2)となっている。土質調査結果によれば、Dcの粘土層以深(DsやDg1等)は、崩壊性及び透水性が著しいとの評価になっている。事前調査(被圧水調査(水位、圧力等)も含む。)ではこの点を十分に留意し、調査計画を立案し、実施すること。	24			
15	3-2 事前調査	3-2-1 事前調査における留意事項	②		② 仮設工事において、地下水低下工法や地盤改良、若しくは薬液注入工法を実施する場合には、周辺環境に対する影響調査を工事実施前、工事途中、工事実施後について、十分に調査を行うこと。なお、想定される影響としては、周辺井戸の枯渇又は井戸内の水位低下等、周辺地盤の沈下挙動、地下水汚染等である	24			
16	3-2 事前調査	3-2-1 事前調査における留意事項	③		③ 近隣施設の影響については、当該工事の影響の有無又は程度を確認する目的として、周辺施設の家屋調査計画を立案し、実施すること。	24			
17	3-2 事前調査	3-2-1 事前調査における留意事項	④		④ その他、当該工事において、影響が想定される全ての事象に対して、必要な事前調査計画を立案し、実施すること。	24			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
18	3-3 設計業務 手順		①		① 工事請負事業者は、自らが提案した工事工程に遅延が生じないよう、工事請負契約締結後、速やかに実施設計に着手すること。	25			
19	3-3 設計業務 手順		②		② 工事請負事業者は、応募者として提出した技術提案書、設計業務着手時点における最新の情報及び事前調査結果等に基づき、実施設計の一部である基本検討を行い、本市の承諾をもって、基本条件が確定したものとし、残りの詳細設計に着手すること。	25			
20	3-3 設計業務 手順		③		③ 実施設計の実施に当たっては、維持管理・運営事業者を参照させることで、維持管理・運営期間中に設計思想との乖離等が発生しないよう、システム、機器仕様、各種動線、運転方法、監視制御方法等についての検討を十分に行うこと。	25			
21	3-4 適用基準 及び許可申請等	3-4-2 許可申請			建築確認申請等の許可申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等の一切は、工事請負事業者が行うこと。	25			
22	3-4 適用基準 及び許可申請等	3-4-3 会計検査対 応の支援			本事業のうち、設計及び施工は、補助金を用いることを予定していることから、設計及び施工に係る設計図書及び設計根拠(比較表、各種計算書、設計内訳書等)を作成し、提出すること。 また、事業者は、会計検査に必要な書類について、本市の要求する時期までに揃え、提出するとともに、会計検査対応に係る支援を行うこと。	25			
4 建設に関する要求水準									
23	4-1 基本的事項 に関する要件	4-1-1 統括責任者	①		① 統括責任者とは、設計・施工業務の履行に関し、設計・施工業務の履行に係る業務責任者のことをいう。また、統括責任者は本ポンプ場等の施工企業の代表企業から選任するものとする。	26			
24	4-1 基本的事項 に関する要件	4-1-1 統括責任者	②		② 統括責任者は、設計業務においては当該業務の管理技術者と、各工種の施工業務においては各工種の監理技術者と十分に調整を図るとともに、設計・施工業務期間を通して、本市との窓口を担い、各種調整を行うこと。	26			
25	4-1 基本的事項 に関する要件	4-1-1 統括責任者	③		③ 統括責任者に求める資格は、以下に挙げるア又はイのいずれかを満たす者を配置すること。	26			
26	4-1 基本的事項 に関する要件	4-1-1 統括責任者	⑤		⑤ 維持管理・運営業務に当たっては、維持管理に係る代表企業から5-10項に示す要件を満たす総括責任者を選任すること。なお、統括責任者と総括責任者は同一人物でなくてよい。	26			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目			確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
27	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-1 統括責任者	⑥	⑥ 設計・施工業務及び維持管理・運営業務を円滑に進めることを目的として、統括責任者と総括責任者は、双方で適切な調整及び連携を図ること。	26			
28	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-2 工事監理		工事請負事業者は、各工種に係る工事監理(建築士法第2条第8項に規定される業務を含む。)を行うものとする。工事請負事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに、監理業務報告書(管理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他本市が求める内容を含む。)を作成し、工事の状況について本市に報告すること。	26			
29	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-3 施設配置に関する要件	①.	① 本ポンプ場は、添付資料2に示す「事業用地資料」を基に、施設配置を行うこと。	27			
30	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-3 施設配置に関する要件	②	② 本ポンプ場と隣接する松浜ポンプ場の敷地については、添付資料2「事業用地資料」に示す敷地境界を基に、敷地境界を明示するフェンス等を設置し、敷地を分離すること。なお、敷地の分離に当たっては、3-4-2項に示す「許可申請」において、建築基準法に規定する基準値等(建ぺい率等)を満足するよう、本ポンプ場の施設配置及び両ポンプ場の敷地境界線を設定すること。	27			
31	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-3 施設配置に関する要件	③	③ 本ポンプ場の維持管理を行う上で、各種搬出入車両や維持管理動線を考慮した最適な施設配置計画を行うこと。	27			
32	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-4 景観への影響に関する要件	①	① 建物の外観及び意匠については、本ポンプ場の存在感を排し、建物の長大感や威圧感の軽減を図り、周辺環境との調和に配慮した計画とすること。	27			
33	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-5 機能性・維持管理性に関する要件	①	① 本ポンプ場の動線計画としては、施工時、日常的な維持管理、保守点検時(機器搬出入動線)等を区分し、効率的な計画とすること。	27			
34	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-5 機能性・維持管理性に関する要件	②	② プラント機械及びプラント電気設備並びに建築付帯設備と構造体(土木・建築)が一体となって、施設全体の性能を発揮するよう留意すること。	27			
35	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-5 機能性・維持管理性に関する要件	③	③ 維持管理の作業性、経済性を十分に考慮して計画すること。	27			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目			確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
36	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-5 機能性・維持管理性に関する要件	④	④ 建物と機器の構成を平面的でなく、立体的にも考慮し、メンテナンススペースを確保した計画とすること。	27			
37	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-5 機能性・維持管理性に関する要件	⑤	⑤ 各室の用途、使用形態等を十分に考慮し、それぞれを機能的に配置すること。	27			
38	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-5 機能性・維持管理性に関する要件	⑥	⑥ 維持管理・運営に必要な設備、器材倉庫、連絡通報設備を適切に計画すること。	27			
39	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-6 土木と建築の区分	①	① 構造分類は、「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の分類について(平成13年国都下事発第119号)」によるものとし、構造計画及び構造計算を実施すること。	27			
40	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-6 土木と建築の区分	②	② 上記の構造分類上、本ポンプ場が複合構造物の土木構造物(基礎を含む。)と定義される場合であっても、建築計画通知に関して、建築指導課へ事前に確認を行い、建築構造物又は建築構造物の一部と見なされる場合については、建築基準法による構造計算を併せて実施し、土木及び建築の両方の基準を満足する構造とすること。	27			
41	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-7 耐震性能に関する要件	(1) ①	(1)土木構造物 ① 本ポンプ場の土木構造物の設計業務においては、レベル1地震動に対して雨水排水施設としての本来の機能を確保すること。また、レベル2地震動に対しては構造物が損傷を受けても速やかな機能回復を可能とする性能を確保すること。	28			
42	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-7 耐震性能に関する要件	(1) ②	② 本ポンプ場の土木構造物の耐震設計に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に準拠した設計とすること。	28			
43	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-7 耐震性能に関する要件	(2) ①	(2) 建築 構造物 ① 本ポンプ場の建築構造物は、建築基準法に適合する耐震性能を確保すること。	28			
44	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-7 耐震性能に関する要件	(2) ②	② 本ポンプ場の建築構造物の耐震設計に当たっては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に準拠し、建築構造物の耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数(Ⅰ)を1.25とする。	28			
45	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-7 耐震性能に関する要件	(3) ①	(3) 機械・電気設備及び建築機械・建築 電気設備 ① 本ポンプ場の機械・電気設備及び建築機械・建築電気設備の耐震設計に当たっては、本ポンプ場の土木構造物及び建築構造物の耐震性能と相互に整合を図った耐震設計とすること。	28			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
46	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-7 耐震性能に関する要件	(3)	②	② 本ポンプ場の機械・電気設備及び建築機械・建築電機の耐震設計に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説」及び「建築設備耐震設計・施工指針」に準拠すること。	28			
47	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-8 耐津波性能及び耐水化に関する要件	①		① 本ポンプ場の耐津波設計に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に準拠するとともに、雨水排水施設の機能が停止しないよう必要な対策を講じること。	28			
48	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-8 耐津波性能及び耐水化に関する要件	②		② 本ポンプ場の耐水化設計に当たっては、「下水道施設の耐水化計画および対策立案に関する手引き(完成版)」に準拠するとともに、雨水排水施設の機能が停止しないよう必要な対策を講じること。	28			
49	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(1)	1)	(1) 電気 1) 本ポンプ場 工事請負事業者は、本ポンプ場内の電気室に引込盤を設置し電源を引込むこと。また、本ポンプ場内に設置する引込盤には、取引用計測器(最大需要電力計測、力率、電力量)を設置すること。	29			
50	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(1)	2)	2) 松浜ポンプ場 工事請負事業者は、松浜ポンプ場への電力供給に当たり、電力量計を設置すること。なお、本事業の施工期間中においても、松浜ポンプ場へ電源供給を継続すること。	29			
51	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(2)	1)	(2) 上水 1) 本ポンプ場 工事請負事業者は、公道下の配水管へ接続する給水管を設置すること。また、工事請負事業者又は維持管理・運営事業者が使用した水量を把握するため、事業用地内の公道側から確認しやすい位置に量水器を設置すること。なお、給水管及び量水器の設置に当たっては、上下水道事業者へ必要な届出を行うこと。また、給水管等の設置工事に当たっては、福山市指定給水装置工事事業者とすること。	29			
52	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(2)	2)	2) 松浜ポンプ場 工事請負事業者は、本ポンプ場の事業用地内に設置する量水器以降の給水管から分岐し、松浜ポンプ場の敷地内の給水管に接続すること。また、松浜ポンプ場で使用する水量を把握するため、事業用地内に前出の量水器とは別の副メーターの量水器を設置し、毎検針月における副メーターの水量について、本市へ報告すること。なお、本事業の施工期間中においても松浜ポンプ場へ上水供給を継続すること。	29			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目					確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
53	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(3)	1)	①	(3) 下水排水 1) 汚水排水 ① 本ポンプ場 本ポンプ場から発生する生活排水など汚水は、公道から1m以内の事業用地内の位置に取付ますを設置し、排水すること。 また、敷地の南側で、芦田川浄化センターへ向かう汚水幹線へ接続すること。なお、汚水の排水に当たっては、上下水道事業管理者へ必要な届出を行うこと。	29			
54	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(3)	1)	②	② 松浜ポンプ場 松浜ポンプ場から発生する生活排水など汚水は、本ポンプ場の事業用地内に設置する汚水排水管又は汚水ますに接続し、排水すること。	30			
55	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(3)	2)		2) 雨水排水 敷地内の雨水排水は、本ポンプ場へ排水すること。	30			
56	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-9 施工のユーティリティに関する要件	(4)			(4) 燃料 燃料の受入れ設備及び貯蔵設備等は、事業予定地内に設置すること。	30			
57	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-10 防災及び減災に関する要件	①			① 大規模水害や地震等に対して、本市及び維持管理・運営事業者が連携して対応するための体制を構築すること。	30			
58	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-10 防災及び減災に関する要件	②			② 大型台風の到来等、比較的発生頻度の高い事象について、本市及び維持管理・運営事業者並びに本事業に係る関係者が情報を共有し、連携して対応を行うための一体型タイムライン(時系列の行動計画)の策定を行うこと。	30			
59	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-10 防災及び減災に関する要件	③			③ 防災・減災については、あらかじめ想定する事象を明確とした上で不測の事態発生時の初動対策、事業継続対策等を防災・減災マニュアルに明記し、本市へ報告すること。	30			
60	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-10 防災及び減災に関する要件	④			④ 不測の事態発生時には、本市の職員と連携して対応することはもちろん、維持管理・運営事業者が主体的に本市と連携して対応に当たること。	30			
61	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-11 省エネルギー及び省資源化に関する要件				環境負荷低減のために省エネルギー及び省資源化を図るものとし、以下の内容に留意して、設計・施工及び維持管理・運営を実施すること。	30			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
62	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-11 省エネルギー及び省資源化に関する要件	①		① 施工においては、環境負荷低減のために省エネルギー及び省資源化を考慮した計画を行い、実施すること。	30			
63	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-11 省エネルギー及び省資源化に関する要件	②		② 維持管理・運営においては、本事業の主たる目的を犠牲にしない範囲において、環境負荷低減のために省エネルギー及び省資源化を考慮した計画を行い、実施すること。	30			
64	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-12 周辺環境保全及び安全性に関する要件			近隣住民や周辺施設等に影響を与えないよう、以下の内容に留意して設計・施工を実施すること。	31			
65	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-12 周辺環境保全及び安全性に関する要件	①		① 火災等の事故を回避するための対策を取るとともに、消防法等で定められる適切な消火設備等を設けること。	31			
66	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-12 周辺環境保全及び安全性に関する要件	②		② 環境対策として騒音・振動・臭気等に配慮するとともに、施設の安全性、信頼性向上を図るよう計画すること。	31			
67	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-12 周辺環境保全及び安全性に関する要件	③		③ 工事関係車両、維持管理上必要な作業車両等の通行に当たっては、近隣住民や周辺施設等に支障をきたさないよう、交通安全対策を講じること。	31			
68	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-12 周辺環境保全及び安全性に関する要件	④		④ 建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃掃法」という。)及び建設廃棄物処理指針に準じて建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努め、かつ適正なマニフェスト管理の基に、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。	31			
69	4-1 基本的事項に関する要件	4-1-13 合流改善対策の向上			本ポンプ場及び中央雨水滞水池は、合流改善施設として、公共水域への放流負荷量削減を行っている。本ポンプ場の改築に併せて、合流改善対策の向上を努力義務として課し、事業者から技術的提案を求めるものとする。	31			
70	4-2 土木施設に関する要件	4-2-1 一般事項	①		① 施工業務に当たっては、車両の通行を含め維持管理従事者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、周辺環境に与える騒音等の影響を極力抑えるため、施工期間及び施工時間、施工方法等について十分に検討の上、実施すること。	32			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
71	4-2 土木施設に関する要件	4-2-1 一般事項	②		② 施工業務は安全、かつ周辺施設及び隣接施設への影響を極力抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等によって、近隣施設の建物、門、塀、家屋等の被害をはじめ、地下水位の揚水等による井戸の枯渇等の補償事案が生じないよう仮設土工及び施工計画において万全な対策を実施すること。	32			
72	4-2 土木施設に関する要件	4-2-1 一般事項	③		③ 本ポンプ場の施工に際して、必要となる事業用地の造成及び進入路等の工事は、工事請負事業者が実施すること。	32			
73	4-2 土木施設に関する要件	4-2-1 一般事項	④		④ 事業用地内の場内整備工事を行う。計画に当たっては、維持管理動線を考慮した道路計画、景観に配慮した植栽計画を立案すること。ただし、植栽計画においては、隣接する施設や隣接道路があるため、落葉樹などの樹種の採用は可能な限り行わず、維持管理性に配慮した樹種を選定すること。	32			
74	4-2 土木施設に関する要件	4-2-1 一般事項	⑤		⑤ 公害・事故防止、地震・津波などに配慮した安全な設計・施工を行うこと。	32			
75	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	①		① 土木構造物は、原則として鉄筋コンクリート構造とすること。	32			
76	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	②		② 基礎形式は任意とするが、敷地、地盤の状況及び特性(液状化の危険性、支持層の不陸、地下水位の変動の挙動等)を3-2項に示す事前調査により十分に把握した上で安全性、周辺施設等への影響を考慮した最適な工法を採用すること。	32			
77	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	③		③ 上屋及び機器荷重(静荷重又は動荷重)、その他の荷重、地震力、温度応力等に対して十分に検討し、構造耐力上安全なものとする。	32			
78	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	④		④ 振動、固体伝播音について、十分に検討し、必要な対策を講じること。	32			
79	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑤		⑤ 躯体からの漏水がないように、漏水対策を考慮した設計を行うこと。なお、漏水対策としては、一定期間経過後のクラックの発生が確認できなくなるような対策(防水塗装等)を安易に選択しないこと。	32			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは"○"を、適合していないものは"ー"を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
80	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑥		⑥ 沈砂池、ポンプ井などの水槽施設については、漏水の有無を確認するため、水張試験を実施すること。	32			
81	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑦		⑦ 鉄筋コンクリート構造の部材厚(50cm以上の部材は必須)に応じて、適宜温度ひび割れ解析を実施し、必要な対策を講じること。	32			
82	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑧		⑧ 計画高潮位及び最大津波水位よりも低い位置にフロアレベルがある諸室は、侵入水により揚水機能及び各種機能に支障をきたさないよう、必要に応じて防水区画対策を講じること。	32			
83	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑨		⑨ 維持管理に配慮したマンホール及び開口等を設けること。また、マンホール及び開口等には、適切な昇降設備を設けるものとし、落下事故等に留意した安全設計とすること。	33			
84	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑩		⑩ 開口部及び段差部分には、落下事故が生じないような安全対策を講じること。また、地下水及び雨水の浸入がないよう対策を講じること。	33			
85	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑪		⑪ 土木構造物の設計においては、浸水区画、防水区画を明確にし、それぞれに維持管理動線、搬入動線、給排水等の計画を行うこと。	33			
86	4-2 土木施設に関する要件	4-2-2 土木構造物	⑫		⑫ その他の施設設計に関する基準は、2-4項に記載されている図書に準拠すること。なお、図書によって記載に相違が生じている場合は、記載の相違と適用の考え方及び根拠等を本市に伝え、本市の確認を受けること。	33			
87	4-2 土木施設に関する要件	4-2-3 仮設土工	①		① 土留壁設置に対して、周辺施設及び周辺道路等への影響に配慮し、築造時及び築造後に影響を与えないように計画し、実施すること。	33			
88	4-2 土木施設に関する要件	4-2-3 仮設土工	②		② 仮設工法の選定及び施工に当たっては、本ポンプ場周辺施設及び周辺環境(地盤、地下水等を含む。)への影響に配慮すること。また、想定される事象に合わせて変位等の挙動を把握するための計測施工を実施すること。	33			
89	4-2 土木施設に関する要件	4-2-3 仮設土工	③		③ 計測施工に当たっては、地層ごとの層別沈下、層別傾斜、間隙水圧、地表面沈下は、必須の計測項目とし、その他工事請負事業者が必要と考える計測項目を提案すること。	33			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
90	4-2 土木施設に関する要件	4-2-3 仮設土工	④		④ 当該敷地の土壌は、近隣の施工実績より、環境基本法に定める土壌環境基準値を超える有害物質が含まれている可能性(自然由来)がある。このため、仮設土工に当たっては、配布資料に示す土壌特性を考慮した上で、工事請負事業者が策定する施工計画に基づき、適宜関係部局と調整・協議を行い、必要な措置を講じること。	33			
91	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(1)	①	(1) 場内雨水排水 ① 事業用地内において、雨水が滞留することのないよう、雨水排水計画を行うこと。	34			
92	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(1)	②	② 雨水側溝、排水ます、マンホール等は、通行車両等を考慮した上で上載荷重に見合うものを設けること。	34			
93	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(2)	①	(2) 汚水排水 ① 汚水排水は、事業用地内に汚水ますを設置し、汚水排水管を公道下の既設汚水管渠に接続し、排水を行うこと。なお、既設汚水管渠への接続に当たっては、適切な接続措置を講じること。	34			
94	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(2)	②	② 汚水ます、マンホール等は、通行車両等を考慮した上で上載荷重に見合うものを設けること。	34			
95	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(2)	③	③ 隣接する松浜ポンプ場の汚水排水に対して、今回設置する汚水ますに接続するための切替え工事を実施すること。なお、松浜ポンプ場の現状の汚水排水状況の詳細は、配布資料を参照すること。	34			
96	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(3)	①	(3) 場内道路 ① 舗装はアスファルト舗装とし、適正な仕様を選定すること。	34			
97	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(3)	②	② 道路は十分な強度と耐久性を持つ構造とし、必要箇所に白線、車線誘導標、側溝、緑石・車止め等を適切に設け、車両の交通安全を図ること。	34			
98	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(3)	③	③ 本ポンプ場の維持管理及び搬出入車両を考慮して、駐車スペースを設けること。	34			
99	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(4)	①	(4) 門・柵・塀 ① 柵塀は、本ポンプ場の維持管理、防犯上の観点から必要な仕様を検討すること。ただし、設置高さは1.8m以上とする。	34			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
100	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(4)	②	② 門扉には、銘板を設置すること。	34			
101	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(4)	③	③ 門扉は、事業用地内への搬出入車両の仕様を考慮し、門扉の幅を設定すること。なお、門扉は施錠が可能な仕様とすること。	34			
102	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(4)	④	④ 隣接する松浜ポンプ場との境界を明確とし、双方の動線を確認した上で、必要な門・柵・塀などを設けること。	34			
103	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(4)	⑤	⑤ 本ポンプ場と隣接する松浜ポンプ場は、同一の敷地に設置されている。また、敷地の門扉は1箇所となっている。本事業の本ポンプ場の改築に当たっては、前号で示した敷地境界を明確にすることをはじめ、既設の門扉等を撤去し、本ポンプ場及び松浜ポンプ場用の門扉をそれぞれ新規に設置すること。	34			
104	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(5)	①	(5) 外灯 ① 事業用地内の外灯は、本ポンプ場の維持管理、防犯上の観点から必要な照度を確保できるような配置・仕様とすること。	35			
105	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(6)	①	(6) 植栽 ① 本事業用地内に適宜、植栽帯を設けること。	35			
106	4-2 土木施設に関する要件	4-2-4 事業用地内の場内整備	(6)	②	② 給水については、植栽への散水や維持管理等を考慮し、必要な箇所に設置すること。	35			
107	4-3 建築施設に関する要件	4-3-1 一般事項	①		① 建築構造物は、原則として鉄筋コンクリート構造とすること。	36			
108	4-3 建築施設に関する要件	4-3-1 一般事項	②		② 建築基準法をはじめ関連法規を遵守すること。	36			
109	4-3 建築施設に関する要件	4-3-1 一般事項	③		③ 本ポンプ場の施設計画及び施設配置に当たっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図った施設計画を行うこと。	36			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
110	4-3 建築施設に関する要件	4-3-1 一般事項	④		④ 地球環境に配慮し、地球温暖化防止対策、省エネルギー法、各種リサイクル法等を考慮した施設計画・設計を行うこと。	36			
111	4-3 建築施設に関する要件	4-3-1 一般事項	⑤		⑤ 周辺環境に配慮し、騒音、振動、臭気対策を行うこと。	36			
112	4-3 建築施設に関する要件	4-3-1 一般事項	⑥		⑥ 公害・事故防止などに配慮した安全設計を行うこと。	36			
113	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	①		① 建築構造物の配置は、機能上必要な施設配置及び維持管理空間を確保できるよう計画すること。また、騒音対策、搬入動線、維持管理動線、日常の車両通行を考慮し、各部屋の用途を考慮した合理的な施設配置を行うこと。	36			
114	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	②		② 本ポンプ場は、一般の建築物と異なり、熱、臭気、振動、騒音等が発生し、施設内に大空間を形成する部屋もある。これを踏まえ、施設計画においては、機能的かつ合理的な各諸室の配置を行うこと。窓、出入口扉(機器搬入扉含む。)を設置する場合は、熱、臭気、振動、騒音、風等に対して必要な対策を講じること。	36			
115	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	③		③ 振動、固体伝播音について、十分に検討し、必要な対策を講じること。	36			
116	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	④		④ 各諸室のスペース及び配置は、日常点検作業の動線、設備更新、補修、整備作業及び修繕に係るスペースを確保した計画とすること。	36			
117	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑤		⑤ 昇降機設備は、維持管理動線に配慮した最適な位置に計画すること。	36			
118	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑥		⑥ ポンプ室及びスクリーン室などの地下階については、止水壁で区画するとともに、それぞれの区間の避難路を確保するため、2方向避難通路を確保した計画とすること。	36			
119	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑦		⑦ 屋根については、維持管理に配慮した計画とすること。	36			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
120	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑧		⑧ 建物は、臭気、防音、防振、保温対策について十分配慮した計画とすること。また、内外部の扉は、各部屋の機能性に応じた性能・仕様とすること。	36			
121	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑨		⑨ 外壁、窓等のメンテナンス用に吊フック又は丸環等を必要な箇所に設置すること。	36			
122	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑩		⑩ 本ポンプ場内の維持管理動線を考慮するとともに、機器の更新等に配慮した動線計画とすること。	36			
123	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑪		⑪ 危険物の規制に関する政令等を遵守するよう、施設・消防設備計画を行うこと。	36			
124	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑫		⑫ 騒音対策、機器の規模設定により、給排気ルートの確保及び遮音・消音の措置を講じること。	36			
125	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑬		⑬ 「福山市みどりのまちづくり条例(平成14年12月20日条例第49号)」を考慮した緑化計画を行うこと。なお、緑化計画は、公共施設緑化基準(平成15年3月31日)の規定に基づき、以下に掲げるとおりとする。	37			
126	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑬	ア	ア 事業用地の全敷地面積当たり、10%以上の緑化率で植栽地を設けること。なお、植栽地の定義は、樹木、地被植物、草花等により緑化される土地をいう。	37			
127	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑬	イ	イ 植栽地の植栽割合は、20m ² 当たり高木1本及び低木10本を標準とする。	37			
128	4-3 建築施設に関する要件	4-3-2 建築基本方針	⑬	ウ	ウ 独立して樹木を植栽するときは、高木1本あたり10m ² 、低木1本あたり0.5m ² とすること。なお、植栽する高木は、樹高2.0m以上とすること。	37			
129	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	①		① 各部屋は点検整備、補修、修繕、更新のための十分なスペースを確保すること。	37			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
130	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	②		② 電気室及び自家発電電気室は、計画高潮位、津波浸水深及び洪水浸水深に影響を受けない位置に設置すること。	37			
131	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	③		③ 設備から発生する熱対策として、空調又は換気設備にて対応すること。	37			
132	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	④		④ 床は、耐震・耐荷重を考慮したものとすること。	37			
133	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	⑤		⑤ 維持管理性に配慮し、機器吊り上げ用のホイストレール及びフックを設置すること。	37			
134	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	⑥		⑥ 床仕上げは塗床を施すなど、容易に清掃が行えるようにすること。	37			
135	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	⑦		⑦ 床搬入開口は、使用頻度を考慮した蓋材質選定を行うとともに、落下防止に係る安全対策を講じること。	37			
136	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	⑧		⑧ 給排気口の大きさについては、通過風速を考慮し、決定すること。	37			
137	4-3 建築施設に関する要件	4-3-3 平面計画	⑨		⑨ 階段の構造は、らせん階段等ではなく、維持管理性を考慮したものとし、階段の有効幅1.2m以上、蹴上げ175cm以下、踏面28cm以上とし、各階の階段寸法は統一すること。	37			
138	4-3 建築施設に関する要件	4-3-4 断面計画	①		① 主要機器の配置、維持管理方法を考慮の上、各階の必要階高を確保すること。	37			
139	4-3 建築施設に関する要件	4-3-4 断面計画	②		② 浸水区画、防水区画を明確にし、それぞれに維持管理動線、搬入動線、避難動線、給排水等の設備計画を行うこと。	37			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
140	4-3 建築施設に関する要件	4-3-5 立面計画	①		① 建築施設の立面計画に当たっては、周辺環境との調和を考慮し、違和感が出ない建物計画とすること。	37			
141	4-3 建築施設に関する要件	4-3-5 立面計画	②		② 外壁の目地計画については、デザインを考慮した上で、ひび割れの発生が抑えられるような位置に計画すること。	37			
142	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	①		① 下水道施設の建築構造物は耐震設計上において不利な要因が多いことから構造物、非構造物材、建築設備の特徴を理解し、十分に検討すること。	38			
143	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	②		② 構造物の耐震設計においては耐震壁の適正な配置と偏心の防止、耐震壁の適正な壁厚の確保、床の水平剛性確保と床レベル差の段差の解消、各階の適正な剛性の確保などに留意した構造計画を行うこと。	38			
144	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	③		③ 非構造物材の内外装は、地震時に人的被害及び建物の機能に支障が生じないよう、十分な耐震性を確保すること。	38			
145	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	④		④ 建築設備の安全性の目標として、重要度の高い機器は、機器本体の耐震仕様及び据付部の設計用耐震標準震度の扱いに留意すること。また、建屋内への引込み部等の通過配管、配線は十分な変位吸収対策を施すこと。屋根の積載荷重は人荷重程度とし、屋根に設備が設置される場合は、別途設備荷重を考慮すること。また、その他諸室の積載荷重は「下水道施設の耐震対策指針と解説(2014年版)/日本下水道協会」に準拠し設定を行うとともに設備荷重も考慮した積載荷重の設定を行うこと。	38			
146	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	⑤		⑤ 構造検討は、基礎及び土木構造部分であっても建築基準法上の判断において、建築物扱いとなる部分は、建築構造基準を満足するものとする。	38			
147	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	⑥		⑥ 燃料地下タンクは建築構造基準を満足すること。	38			
148	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	⑦		⑦ 重量の大きな機器を支持する架構及びクレーンの支持架構は、十分な強度、剛性を保有し、地震時においても十分に安全な構造とすること。また、クレーン架構については、クレーン急制動時についても検討すること。	38			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
149	4-3 建築施設に関する要件	4-3-6 構造計画	⑧		⑧ コンクリートの設計基準強度は「建築構造設計基準(平成22年版)/公共建築協会」に準拠し、耐久性の観点からFC24N/mm2とし、別途公共建築工事標準仕様書に記載のある構造体強度補正値(S)を加えること。無筋コンクリートの強度はFC18N/mm2とする。プレストレストコンクリートを使用する場合には、十分に検討の上、設計基準強度を設定すること。	38			
150	4-3 建築施設に関する要件	4-3-7 仕上計画	①		① 耐候性、耐火性、経済性、維持管理性、意匠性を考慮した材料を選定すること。	38			
151	4-3 建築施設に関する要件	4-3-7 仕上計画	②		② 地球環境への配慮、人の健康への影響に配慮した材料を選定すること。	38			
152	4-3 建築施設に関する要件	4-3-7 仕上計画	③		③ 屋根防水、外壁部においては室内環境に配慮し、断熱性を考慮した工法を選定すること。	38			
153	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(1) ①		(1) 屋根 ① 屋根は耐久性の確保に努めるとともに、美観に配慮すること。	39			
154	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(1) ②		② 断熱性を考慮し、外断熱工法とすること。	39			
155	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(1) ③		③ 建屋内に雨が浸入しないよう、雨仕舞するとともに、効率よく雨水採集できる構造とすること。	39			
156	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(1) ④		④ 屋外機器を設置する屋根は防水の上、保護コンクリートを打設すること。	39			
157	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(2) ①		(2) 外壁 ① 構造耐力上重要な部分及び遮音が要求される部分は、原則として鉄筋コンクリート構造とすること。	39			
158	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(2) ②		② 外壁は気密性、遮音性を確保し、悪臭、騒音の漏れない構造とすること。	39			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
159	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(3) ①		(3) 床 ① 重量の大きな機器が載る床は、床板を厚くし、小梁を有効に配置して構造強度を確保すること。特に振動に対しては十分配慮すること。	39			
160	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(3) ②		② 諸室の機能を考慮して、清掃、水洗等を考慮した仕様とすること。	39			
161	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(4) ①		(4) 内壁 ① 各室の区画壁は、要求される性能や用途(防火、防臭、防音、耐震)を満足すること。	39			
162	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(4) ②		② 不燃材料、防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性など他の機能も考慮して選定すること。建物の外壁部分には、必要に応じて断熱材を使用し、防寒・結露対策を講ずること。	39			
163	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(4) ③		③ 構造上重要な部分は、鉄筋コンクリート構造とすること。	39			
164	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(4) ④		各諸室の入口には、室名表示を行うこと。	39			
165	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(5) ①		(5) 建具・サッシ ① 鋼製建具及び屋内用鋼製軽量建具(LSD)は、騒音・振動、臭気、防火区画等の用途及び設置に応じた仕様、形状とすること。	39			
166	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(5) ②		② 重量シャッターは、騒音・振動、臭気、防火区画等の用途及び設置に応じた仕様、形状とし、開閉方法を電動式とすること。	39			
167	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(5) ③		③ 建具(扉)は必要に応じ、室名表示、注意喚起表示等を行うこと。	39			
168	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(5) ④		④ 窓は原則としてアルミ製とする。	39			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
169	4-3 建築施設に関する要件	4-3-8 一般構造	(5)	⑤	⑤ ガラスブロックは使用しないこと。	39			
170	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-1 一般事項	①		① 建築機械設備は、建築基準法、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)並びにその他関係する省令・告示を遵守の上、各工種間で十分な調整を行い、設計・施工を実施すること。	40			
171	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-1 一般事項	②		② 建築機械設備及び建築電気設備の設計条件・仕様は、下水道施設計画設計指針と解説(日本下水道協会)、建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、公共建築設備工事標準図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に準拠し、設計・計画すること。	40			
172	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-1 一般事項	③		③ 設計・施工においては、土木・建築施設をはじめ、プラント機械設備・電気設備との干渉、動線確保、維持管理空間の確保等に留意したものとすること。	40			
173	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(1)	①	(1) 給排水衛生設備 ① 給水設備の地中埋設管の管材質は、2-4-2項に示す基準、仕様に準拠した管材質を使用すること。	40			
174	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(1)	②	② 非常時待機者等が利用できるトイレ、手洗い場、給湯室等を本ポンプ場の建物内に設置すること。	40			
175	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(1)	③	③ 本ポンプ場の必要な箇所に給水栓、手洗器を設置すること。	40			
176	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(2)	①	(1) 空調設備 ① 空調設備は、各部屋の用途に応じて設置すること。	40			
177	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(2)	②	② 本設備の設計用室温度条件は、2-4-2項に示す基準・仕様に準拠すること。	40			
178	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(2)	③	③ 環境負荷低減、省資源、省エネルギーに配慮した空調熱源方式を計画すること。	40			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
179	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(2)	④	④ 空調については、分離すべき系統、時間帯の異なる系統、空調条件などを考慮し適正に計画すること。	40			
180	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(3)	①	(3) 換気設備 ① 換気設備は、各部屋の用途に応じて設置すること。	40			
181	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(3)	②	② 居室の換気設備条件は、建築基準法で定める人員算定による風量を確保するものとし、その他の部屋は2-4-2項に示す基準、仕様等に準拠し換気回数を設定すること。	40			
182	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(3)	③	③ 原動機室・ポンプ室の給排気量については、選定される原動機及びポンプ形式により設定すること。	41			
183	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(3)	④	④ 空気調和設備のある室については、原則として全熱交換式換気設備とすること。	41			
184	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(3)	⑤	⑤ ばいじん、粉じん、臭気、熱等を発生する室については各々の機能にとつて最適な仕様を選択すること。	41			
185	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(4)	①	(4) 消火設備 ① 消火設備は、消防法、建築基準法、危険物の規制に関する政令、福山地区消防組合火災予防条例に該当する消火設備とする。また、詳細については、所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。	41			
186	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-2 建築機械設備	(4)	②	② 消防法、建築基準法、危険物の規制に関する政令、福山地区消防組合火災予防条例、福山市消防用設備等設置指導基準に基づく設置基準、機器仕様を遵守すること。	41			
187	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(1)		(1) 幹線設備 建築電気設備における計画、施工範囲は、新たに設置する現地制御盤・照明分電盤以降の2次側配管・配線の全てとする。なお、プラント設備建築付帯主幹盤内の建築動力用・建築電灯用の主遮断器以降、建築電気設備で設置する現地制御盤・照明分電盤の1次側配管・配線の全てをプラント電気設備で設置すること。	41			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目					確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
188	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(2)	1)	ア	(2) 動力設備 1) 監視方式 ア 現地制御盤の盤面に設備機器毎の異常警報を出し機器異常の状態を監視, 確認できること。	41			
189	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(2)	1)	イ	イ 現地制御 盤毎に故障一 括警報用端子を 設けプラント側の設備システムにて一括警報監視が可能であること。	41			
190	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(2)	2)		2) 配電方式 現地制御盤方式とする。	41			
191	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(2)	3)		3) 盤構成 建築機械設備で設置される給排気ファン, 空気調和機付近に現地制御盤を設置すること。また, 現地制御盤が負荷機器と同一室内にない場合には, 機器点検時の安全確保のため, 負荷の近傍に手元開閉器を設置すること。ただし, ルーフファン, 有圧換気扇等のように手元開閉器の設置が困難な場合は, 専用のプラグキャップ付コンセントを設置すること。	41			
192	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)			(3) 照明・コンセント設備 照明・コンセント設備に係る全てを建築電気設備の施工範囲とする。照明器具, 換気ダクト, コンセント等は, プラント設備の機器配置等を確認・調整の上, メンテナンス性, 操作性, 均一な光環境等に十分配慮した適切な配置を計画し, 設置すること。	42			
193	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	ア	1) 照明 設備 ア 照明設備の機種及び配置に当たっては作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮すること。	42			
194	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	イ	イ 照明器具は, プラント機器, 配管, 配線, ラック, 換気ダクト等の設置位置を考慮して器具を設置すること。	42			
195	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	ウ	ウ 維持管理従事者の安全を確保できるよう非常照明及び誘導灯を設置すること。	42			
196	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	エ	エ コンセントは, 用途に応じて防水, 防爆, 防じん型の器具とすること。	42			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を, 適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について, 簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には, 「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目					確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
197	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	オ	オ 照明設備は、省エネルギー環境を考慮した照明方式を採用すること。照度は2-4-2項に示す基準・仕様等及びJISZ9110に準拠して決定すること。	42			
198	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	カ	カ 照明器具は、LED方式の照明器具を採用すること。また、高所部分はLED高天井用照明器具を主照明とし、必要に応じて蛍光灯LED又はLED照明灯との組み合わせにより最適照明を計画すること。	42			
199	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	キ	キ 照明器具は防塵形とする(ガラスカバー付を原則とする。)。なお、高所の電球は取り外し等の維持管理性に留意すること。	42			
200	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	ク	ク 建築基準法に従い、非常照明(バッテリー内蔵形)を設置すること。	42			
201	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	ケ	ケ 湿気、腐食性ガス等の発生する場所においては、防水(防湿)・耐食性(SUS製)形を採用すること。	42			
202	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	コ	コ 汚染・腐食のおそれが予想される場所及び屋外器具には、光触媒塗装(クリアー)を施すこと。	42			
203	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	サ	サ 誘導灯及び誘導標識は、消防法施行令(第26条)、消防法施行規則(第28条の3)に適合した誘導灯計画とすること。また、湿気、腐食性ガス等の発生する場所においては、防水(防湿)形を採用すること。	42			
204	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	シ	シ 搬入動線、景観を考慮した屋外照明設備を計画すること。また、器具は防虫対策に配慮した選定を行うこと。	42			
205	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	ス	ス 各作業エリア、室内の照度計算書、配光曲線を提出すること。	42			
206	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	1)	セ	セ 省エネルギー(CEC/L)の計算書を提出し、本市の承諾を得ること。	42			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは"○"を、適合していないものは"ー"を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目					確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
207	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	2)	ア	2) コンセント設備 ア 湿気、腐食性ガス等の発生する場所においては、防水形を採用すること。	43			
208	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(3)	2)	イ	イ 電気方式(交流電圧、相数等)及び分岐回路の種類が異なる場合は、コンセント及びプラグを形状、色別表示などにより誤使用の防止を図ること。	43			
209	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(4)			(4) 電話設備 電話設備に係る全てを建築電気設備の施工範囲とする。プラント設備の配置を確認の上、メンテナンス性、操作性、利便性を十分に考慮した配置計画とすること。	43			
210	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(4)	①		① 電話回線のうち、内線及び外線数については、維持管理体制及び維持管理対象施設数を考慮し、適宜必要な呼量を計画すること。	43			
211	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(4)	②		② 電話機は、「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)」に準拠すること。	43			
212	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(4)	③		③ 電気事業者専用回線(局線の種類は電気事業者と協議により決定)を準備すること。	43			
213	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(4)	④		④ 湿気、腐食性ガス等の発生する場所に設置する電話機は、防水・防塵ケースに収め、着信表示機能(ブザー、回転等)を設けること。	43			
214	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(5)			5) 自動火災 報知設備 自動火災報知設備に係る全てを建築電気設備の施工範囲とする。プラント設備の配置を確認の上、メンテナンス性、操作性、利便性を十分に考慮した配置計画とすること。	43			
215	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(5)	①		① 必要に応じて防爆型感知器を採用すること。	43			
216	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(5)	②		② 高所の感知器は、メンテナンス及び施工性を考慮して選定すること。	43			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
217	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(5)	③	③ 消防法の規制に関する政令、福山地区消防組合火災予防条例、福山市消防用設備等設置指導基準に基づく設置基準を遵守すること。	43			
218	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(6)	①	(6) 雷保護設備 雷保護設備に係る全てを建築電気設備の施工範囲とする。 ① 雷保護設備の仕様は、日本工業規格、建築基準法、建築設備の「雷保護技術指針」(東京都建築設備設計協会)、「建築設備設計基準」(国土交通省大臣官房庁営繕部設備課監修)に準拠すること。保護レベルは地域性・施設の重要性を考慮して決定すること。保護部分は回転球体法で計画すること。	43			
219	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(6)	②	② 立ち下げ導線は鉄骨、鉄筋を利用し、鉄骨と鉄筋はクランプで電氣的に接続すること。	43			
220	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(6)	③	③ 支持金物は屋根材専用金物を使用し、雨漏りに注意すること。	43			
221	4-4 建築機械設備及び建築電気設備に関する要件	4-4-3 建築電気設備	(6)	④	④ 避雷導体の耐風速は60m/秒以上で計画すること。	43			
222	4-5 機械設備に関する要件	4-5-1 一般事項	①		① 本ポンプ場の設計・施工に当たっては、周辺環境及び維持管理性を十分考慮したものとすること。	44			
223	4-5 機械設備に関する要件	4-5-1 一般事項	②		② 機械設備設計においては、本ポンプ場で設定する浸水区画及び防水区画と整合が図れたものとすること。	44			
224	4-5 機械設備に関する要件	4-5-1 一般事項	③		③ 点検・整備等においても、機能を完全に停止しないよう冗長性及び代替機能をもたせた設備構成とすること。	44			
225	4-5 機械設備に関する要件	4-5-2 沈砂・スクリーンかす設備	3)	①	3) 設備計画 ① スクリーンかす設備は、自動除塵機等により構成し、流入する雨水中の夾雑物を除去すること。	44			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
226	4-5 機械設備に関する要件	4-5-2 沈砂・スクリーンかす設備	3)	②	② 自動除塵機等のスクリーン目幅は、雨水ポンプの保護を考慮したものとすること。	44			
227	4-5 機械設備に関する要件	4-5-2 沈砂・スクリーンかす設備	3)	③	③ 沈砂・スクリーンかす設備は、しき及び沈砂を的確に排出できる構造とすること。	44			
228	4-5 機械設備に関する要件	4-5-2 沈砂・スクリーンかす設備	3)	④	④ 沈砂・スクリーンかすは、貯留設備に貯留後、場外へ搬出できるものとすること。	44			
229	4-5 機械設備に関する要件	4-5-2 沈砂・スクリーンかす設備	3)	⑤	⑤ 沈砂・スクリーンかす設備は、駆動装置の設置位置等に対して、2-3-3項に示す津波浸水深及び洪水浸水深を考慮した設備計画とすること。	44			
230	4-5 機械設備に関する要件	4-5-3 雨水ポンプ設備	3)	①	3) 設備計画 ① ポンプの型式は、流入する雨水の急激な増加に対しても速やかに排水が可能となるよう考慮すること。	45			
231	4-5 機械設備に関する要件	4-5-3 雨水ポンプ設備	3)	②	② 年間を通じて高頻度な降雨に対しては、維持管理性等を考慮したポンプ仕様とすること。なお、高頻度な降雨については、配布資料に示す降雨実績を基に、設定すること。	45			
232	4-5 機械設備に関する要件	4-5-3 雨水ポンプ設備	3)	③	③ ポンプの構成は、故障や点検時等による機能低下を最小限に抑えたものとし、複数台設置すること。	45			
233	4-5 機械設備に関する要件	4-5-3 雨水ポンプ設備	3)	④	④ ポンプの材質は、長期の使用に耐えられる堅牢で耐食性に優れた材質とすること。	45			
234	4-5 機械設備に関する要件	4-5-3 雨水ポンプ設備	3)	⑤	⑤ ポンプ設備及び原動機の維持管理用として、天井クレーンを設置すること。また、原動機を設置する部屋は、天井走行クレーン、クレーン保守整備用の歩廊を設置し、歩廊は耐食性に優れ、かつ安全な構造・材質とすること。	45			
235	4-5 機械設備に関する要件	4-5-3 雨水ポンプ設備	3)	⑥	⑥ 上水の供給が途絶えるなどの事象発生時においても、運転が継続できるよう考慮した設備計画とすること。	45			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
236	4-5 機械設備に関する要件	4-5-4 付帯設備(ゲート設備等)			本ポンプ場を運転するに当たって、水路等の清掃や維持管理のために必要となるゲート、その他の設備を設置し、維持管理性を考慮した設備計画とすること。	45			
237	4-5 機械設備に関する要件	4-5-4 付帯設備(ゲート設備等)	3)	①	3) 設備計画 ① 流入井、沈砂池、ポンプ井、吐出井の維持管理及び設備更新時を考慮し、ゲート設備を設置すること。	45			
238	4-5 機械設備に関する要件	4-5-4 付帯設備(ゲート設備等)	3)	②	② 流入ゲート等の重要なゲートについては、開閉装置の設置位置に対して、2-3-3項に示す津波浸水深及び洪水浸水深を考慮した設備計画とすること。	46			
239	4-5 機械設備に関する要件	4-5-4 付帯設備(ゲート設備等)	3)	③	③ ゲート設備については、更新工事が容易にできるよう、ドライスペースを確保する等の構造上(角落し等)の考慮を行うこと。	46			
240	4-5 機械設備に関する要件	4-5-5 用役設備	4)	①	4) 設備計画 ① 用役設備の貯留容量は、停電実績、降雨実績を基に、最適な規模とすること。	46			
241	4-5 機械設備に関する要件	4-5-5 用役設備	4)	②	② 燃料貯油槽の形式、構造等は、各種法令等を遵守した適正なものとすること。	46			
242	4-5 機械設備に関する要件	4-5-5 用役設備	4)	③	③ 燃料貯油槽は、自家発電設備と共有すること。なお、貯留容量については、所轄消防署と協議を行い、適切なものとし、かつ4-6-3項に示す非常用自家発電設備計画と整合を図ったものとすること。	46			
243	4-5 機械設備に関する要件	4-5-6 配管弁類	4)	①	4) 設備計画 ① 長期の使用に耐えられる堅牢で耐食性に優れた材質を選定すること。	47			
244	4-5 機械設備に関する要件	4-5-6 配管弁類	4)	②	② 各種配管のクロスコネクション防止に対し、考慮すること。屋外配管弁類については、台風などの飛散物による破損を考慮したものとすること。	47			
245	4-5 機械設備に関する要件	4-5-7 その他	①		① 設備計画において、機器等の吊り上げ用のホイスト、フック等を設置すること。	47			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
246	4-5 機械設備に関する要件	4-5-7 その他	②		② 屋外に配置する設備、配管、架台等は、事業用地外からの景観に留意し、適切な対策を講じること。	47			
247	4-6 電気設備に関する要件	4-6-1 一般事項	①		① 電気設備は、堅牢で、かつ単純な設備設計とすること。	48			
248	4-6 電気設備に関する要件	4-6-1 一般事項	②		② 電気設備の一部の故障・不具合等により、全ての機能が失われることのないよう、設備設計を行うこと。	48			
249	4-6 電気設備に関する要件	4-6-1 一般事項	③		③ 本ポンプ場において設定する浸水区画及び防水区域と整合が図れた設備設計とすること。	48			
250	4-6 電気設備に関する要件	4-6-1 一般事項	④		④ 本事業の特徴は、段階的に対象施設数を増加し、最終的には54施設の維持管理・運営を行うものである。この特徴を踏まえ、電気設備計画においては、機械設備や維持管理・運営業務内容を十分に考慮した上で、ICTを積極的に導入し、事業の効率化や省人化に伴うコスト縮減等に対する提案を行うこと。	48			
251	4-6 電気設備に関する要件	4-6-2 受変電設備	4)	①	4)設備計画 ① 隣接する松浜ポンプ場に対しては、本ポンプ場から3,300V 配電を行うこと。なお、配電に必要なケーブル及び電線管等は、本事業の施工範囲とする。	48			
252	4-6 電気設備に関する要件	4-6-2 受変電設備	4)	②	② 本ポンプ場からの電源は、松浜ポンプ場の既設受電盤に接続を行うこと。	48			
253	4-6 電気設備に関する要件	4-6-2 受変電設備	4)	③	③ 松浜ポンプ場の電源容量は150kVA とする。	48			
254	4-6 電気設備に関する要件	4-6-2 受変電設備	4)	④	④ 本ポンプ場側及び松浜ポンプ場側のそれぞれに保護用の遮断器を設けること。	48			
255	4-6 電気設備に関する要件	4-6-2 受変電設備	4)	⑤	⑤ 松浜ポンプ場の電力使用量を把握するため、本事業の施工範囲として電力計を設置し、データロギングを行うこと。なお、松浜ポンプ場の電気料金は、本事業の維持管理・運営業務に含み、精算対象とする。	48			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
256	4-6 電気設備に関する要件	4-6-3 非常用自家発電設備	3)	①	3) 設備計画 ① 自動起動・停復電機能を備えるものとする。	49			
257	4-6 電気設備に関する要件	4-6-3 非常用自家発電設備	3)	②	② 運転時間は、12 時間以上とする。	49			
258	4-6 電気設備に関する要件	4-6-3 非常用自家発電設備	3)	③	③ 地下タンク形式は任意とするが、2-3-3項に示す津波浸水深及び洪水浸水深を考慮し、浮力等に抵抗できる対策を講じること。また、4-3-3項により、自家発電室を津波浸水深及び洪水浸水深に影響を受けない位置に設置することを求めているが、燃料の給油ポンプが水没し、使用不可とならない対策又は給油ポンプ等(油中ポンプ等)の仕様を選定すること。	49			
259	4-6 電気設備に関する要件	4-6-5 動力制御設備	2)	①	2) 設備計画 ① 既設本ポンプ場の維持管理を行いつつ、新設本ポンプ場を建設しながら、段階的に切替工事を行うに当たり、各機能を確保するために必要となる仮設設備を適宜設置すること。	50			
260	4-6 電気設備に関する要件	4-6-6 計装設備	1)	②	1) 計装項目 ② リスク分担において、「計画雨量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの」の原因究明を目的に、事業者は敷地内に雨量計、降雨強度計を設置するとともに、ポンプ排水状況を明確にするために必要となる水位計等を設置すること。	50			
261	4-6 電気設備に関する要件	4-6-6 計装設備	3)	①	3) 設備計画 ① ポンプ井水位などの重要な計測項目は、二重化を図り信頼性の向上を図るものとする。	50			
262	4-6 電気設備に関する要件	4-6-6 計装設備	3)	②	② ポンプ井水位計は、異なる形式の水位計を設置すること。	50			
263	4-6 電気設備に関する要件	4-6-7 ITV等装置	3)	①	3) 設備計画 ① 本事業におけるITV等装置の設置の主目的は、スクリーン等の監視を行うことによる省人化である。これを踏まえ、ITV装置等の計画を行うこと。	50			
264	4-6 電気設備に関する要件	4-6-7 ITV等装置	3)	②	② 本事業では、2-2-4項に示すように、第2フェーズ以降において、段階的に対象施設を追加していく計画である。追加する雨水排水施設の規模は、小規模のものから中大規模に及んでいる。特に小規模では、手掻きスクリーンを用いた施設が多く、ITV装置等の設置により、省人化が図りやすいという特徴を有している。設備計画においては、この特徴を考慮したものとする。	50			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
265	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	2)	②	2)監視項目 ② ITV 装置等の設置を行う場合は、動画を伝送すること。	51			
266	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	2)	③	③ データロギング機能を有し、2-2-4項に示す雨水排水施設の取込み、拡張計画を踏まえ、合理的なシステムで、かつ柔軟性が高く、事業者をはじめ、本市及び第三者がデータを有効活用でき、省人化又は効率的な事業運営が行えるよう十分に検討したものとすること。	51			
267	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	①	3) 設備計画 ① 本ポンプ場の監視制御設備(以下「当該監視制御設備」という。)は、遠方からも監視又は監視制御を行うことができるものとし、かつ中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の監視が可能なものとする。	51			
268	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	②	② 当該監視設備には、既設本ポンプ場に設置している松浜分水及び松浜ポンプ場に係る監視制御設備の機能を取り込むこと。また、既設本ポンプ場から新設本ポンプ場へ段階的に移行する期間においても、松浜分水及び松浜ポンプ場に係る監視制御設備の機能を維持すること。	51			
269	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	③	③ 事業用地外の緑町公園内に設置されている松浜分水の伝送装置(子局)については、既設流用を行うこと。	51			
270	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	④	④ 本ポンプ場の信号は、任意に設定した信号を当該監視制御設備に取込むものとする。また、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の信号は、中央ポンプ場に設置されている既設の監視装置に計上されている信号を当該監視制御設備に取込むものとする。	51			
271	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	⑤	⑤ 中央ポンプ場及び中央雨水滞水池の信号を当該監視制御設備へ伝送する装置は、本事業範囲に含めるものとする。また、当該監視制御設備へ取込む信号の一部は、本市にて監視が行えるよう中津原浄水場に別途監視媒体を設置すること(以下「当該監視媒体(中津原W)」という。)。なお、中津原浄水場に設置する監視媒体の仕様及び伝送方式は任意とし、監視媒体は1台とする。	51			
272	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	⑥	⑥ セキュリティに対しては、十分考慮した安全なシステムとすること。	52			
273	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	⑦	⑦ 維持管理に必要な計測値や運転、故障状態及び日報、月報、年報等のデータを記録できる設備とすること。	52			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
274	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	3)	⑧	⑧ 第1フェーズのその他の既設ポンプ場は、第2フェーズ以降に、当該監視制御設備に順次監視制御項目を取込んでいく計画である。このため、2-2-4項の本事業の維持管理・運営業務の拡張計画を踏まえ、設備計画を行うこと。なお、第2フェーズ以降に取込む信号については、本事業範囲とは別に、当該監視制御設備に信号伝送を行うものとし、この設備投資等は本市が負担する。	52			
275	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	4)	③	ア ③ 上記の条件を踏まえ、当該監視制御設備では、以下に掲げる条件を考慮した設備計画とすること。 ア 当該監視制御設備と本市監視設備は、相互関係を有さない別システムとすること。	52			
276	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	4)	③	イ 既設本ポンプ場ほか2施設の維持管理・運営業務(委託レベル1)の間中は、安全で確実な排水が行える維持管理体制を構築するとともに、必要に応じて、当該監視制御設備の一部(テレメータ盤等)を既設本ポンプ場ほか2施設に設置してもよい。	52			
277	4-6 電気設備に関する要件	4-6-8 監視制御設備	4)	③	ウ 本市監視設備の監視対象である第2フェーズの一部と第3フェーズ以降の雨水排水施設については、当該監視制御設備で取込みが可能となった時点から、順次本市監視設備から当該監視媒体(中津原W)へ移行を行う計画とする。なお、監視行為の移行を行った際は、本市監視設備で監視を行っていた項目を、当該監視媒体(中津原W)において、本市が継続して監視できるよう設備計画を行うこと。	52			
278	4-6 電気設備に関する要件	4-6-9 自動通報装置	3)	①	① 通報機能は、複数箇所への通報が可能で、通報先が不在等の場合にも確実に次の通報先に通報ができるものとする。	53			
279	4-6 電気設備に関する要件	4-6-9 自動通報装置	4)	①	ア 4) 設備計画 ① 本ポンプ場の異常等は、本市が指定する通報先へ通報すること。 ア 第1フェーズの本ポンプ場以外の既設ポンプ場において、現状で自動通報装置を有している雨水排水施設は、本市が指定する通報先へ変更を行うこと。なお、詳細は本事業の実施設設計時の協議事項とする。	53			
280	4-6 電気設備に関する要件	4-6-9 自動通報装置	4)	②	② 第1フェーズの本ポンプ場以外の既設ポンプ場は、第2フェーズ以降に、自動通報装置を順次設置していく計画である。このため、2-2-4項の本事業の維持管理・運営業務の拡張計画を踏まえ、設備計画を行うこと。	53			
281	4-7 各種管渠に関する要件	4-7-1 流入管渠の耐震補強			本ポンプ場の流入管渠は、2019年度(令和元年度)に下水道管渠耐震化工事(31-1)において、耐震化が図られている。添付資料に示す未施工区間である第5工区のうち、既No.16から既No.17の区間の一部について、耐震補強を実施する。なお、当該耐震補強は仕様発注とする。当該耐震補強に係る設計及び調査資料並びに過年度の工事特記仕様書(下水道管渠耐震化工事(31-1))については、配布資料を参照すること。	54			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
282	4-7 各種管渠に関する要件	4-7-2 本ポンプ場に係るバイパス管			本ポンプ場の流入井と松浜ポンプ場間を維持管理用のバイパス函渠(□1,700mm×1,700mm)(以下「バイパス管」という。)で接続している。本ポンプ場の改築に当たっては、既設本ポンプ場の流入井を撤去することから、新設本ポンプ場に対し、バイパス管の接続替え(連絡ゲートの撤去設置を含む。)を行うこと。なお、詳細は配布資料を参照すること。	54			
283	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(2)	①	(2) 撤去工事手順 ① 撤去対象施設の撤去工事としては、実施設計業務完了後、速やかに撤去工事に着手すること。	55			
284	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(2)	②	② 撤去工事に当たっては、2-1-2項の(2)の計画雨量及び沈砂池の水面積負荷に対して、以下に挙げる事項を考慮し、段階的施工を行うこと。	55			
285	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(2)	ア	ア 計画雨量は既設同等の能力を確保しながら、段階的施工を行うこと。	55			
286	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(2)	イ	イ 沈砂池の水面積負荷は、沈砂池の通過流速、砂の沈降速度等を鑑み、既設の能力をできるだけ低下させないよう段階的施工を行うこと。	55			
287	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(3)	①	① 撤去工事に当たっては、騒音、振動等による周辺環境への悪影響を防止するため、施工期間や時間、施工方法等について十分に検討し、実施すること。	55			
288	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(3)	②	② 撤去工事に当たっては、道路構造令に定められる道路通行者の安全性及び利便性を十分確保すること。	55			
289	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(3)	③	③ 撤去工事に当たっては、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように事前調査を行った後、必要な仮設対策を講じた上で、施工を行うこと。	55			
290	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-1 一般事項	(3)	④	④ 公害・事故防止等に配慮した安全な施工計画を立案し、施工を行うこと。	55			

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目			確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
291	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-2 事前調査	①	① 工事請負事業者は、撤去工事を行うに当たり、3-2項の事前調査に加え、撤去工事において必要となる調査(アスベスト調査(土壌、建築、建築機械及び建築電気設備、プラント機械、プラント電気設備等を含む。)等)を実施すること。なお、調査に当たっては、2-4項の関係法令及び基準・仕様等に遵守・準拠すること。	56			
292	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-2 事前調査	②	② 撤去工事において、ダイオキシン類濃度及び重金属類等の測定、分析を行う場合には、国が定めた精度管理指針等に基づき、適正に精度管理が行われている機関において実施すること。	56			
293	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	①	① 工事請負事業者は、撤去工事前までに事前調査結果を踏まえ、撤去対象施設・設備に係る数量を全て算出した上で、撤去工事を実施すること。	56			
294	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	③	③ 解体によって発生する廃棄物のについては、工事請負事業者の負担にて収集、運搬及び処分を行うこと。また、有価物の処分に当たっては、処分により生じる売却費用を施工業務に係る事業費から減額とする。なお、廃棄物の取扱いについては、4-1-11項の④に記載する内容に留意した施工とすること。	56			
295	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	④	④ 撤去工事に当たって、アスベストの除去等に係る作業を要する場合は、必要な届け出の提出及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」等に基づき適正な飛散防止処理等を行い処分すること。	56			
296	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	⑤	⑤ アスベスト含有建材については、関係法令に基づき適正に撤去等を行い、処分すること。	56			
297	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	⑥	⑥ 廃石膏ボードは、管理型最終処分場にて処分すること。	56			
298	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	⑦	⑦ 解体撤去工事で発生する廃棄物を処理、処分する場合は、特に定められた残留ダスト等、ダイオキシン類を含むと思われるもの等の処理、処分は特別管理廃棄物の基準に従って処理するものとし、処理業者の許可、処分の方法、処分量及び処分先等を明らかにし、必要書類を作成し市に提出するものとする。なお、契約書及びマニフェストは、決められた期間まで確実に保管すること。	56			
299	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	⑧	⑧ 建設廃棄物(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート(特定建設資材廃棄物))は、建設リサイクル法に基づき現場で分別し、再資源化等を行うこと。	57			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
300	4-8 既設本ポンプ場の撤去に係る要件	4-8-3 既設本ポンプ場の撤去工事	⑨		⑨ 解体撤去工事施工に該当する法規「ばく露防止対策要綱」等により保管が定められている記録(書類)については、写しを本市に提出するとともに、原本は工事請負事業者の責任において定められた期間まで保管すること。	57			
301	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(1)	①	(1) 試運転 試運転とは、雨水ポンプ場を構成する施設・設備等が要求水準及び技術提案に示す性能を満足していることを確認し、かつ総合的な運転調整を行うことを目的として実施するものである。 また、試運転は2-2-3項に示す本ポンプ場の供用開始までに完了させること。具体的な実施要領は以下のとおりとする。 ① 運転は、原則として実負荷運転を実施すること。なお、実負荷運転が困難であると判断される場合には、本市と協議の上、対応策について検討し提案すること。	58			
302	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(1)	②	② 工事請負事業者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、本市の承諾を受けた上で、自らの費用負担により試運転計画書に従い、本ポンプ場の試運転を開始すること。	58			
303	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(1)	④	④ 試運転計画書及び性能試験計画書は、本書で必要とされている要件を満足するよう作成すること。	58			
304	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(1)	⑤	⑤ 試運転期間中、本ポンプ場について故障及び不具合等が発生した場合は、本市へ連絡及び協議の上、工事請負事業者は自らの責任及び費用負担により、その故障及び不具合等の改善を行うこと。なお、故障及び不具合等に伴い試運転の継続に支障が生じた場合、工事請負事業者は、試運転を停止した上で本市へ連絡し、その対応を協議すること。	58			
305	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(1)	⑥	⑥ 工事請負事業者は、試運転終了後、本市へ試運転報告書を提出すること。	58			
306	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(1)	⑦	⑦ 本ポンプ場の完成後、実降雨を対象とする運転を実施すること。工事請負事業者は、その運転結果を本市に提出し、承諾を得た後に本ポンプ場を本市に対して引渡しを行うものとする。	58			
307	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(2)		(2) 性能試験 性能試験とは、本ポンプ場が本書に示す性能及び設計図書を満足することを確認するために行うものであり、次の要領により行うこと。	58			
308	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転、性能試験及び立会検査	(2)	①	① 工事請負事業者は、自らの費用負担により、性能試験計画書に従い、性能試験を行うこと。	58			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
309	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転, 性能試験及び立会検査	(2)	②	② 性能試験期間中の運転に必要な水は, 性能試験に必要な範囲において工事請負事業者の負担で確保すること。ただし, 事前に必要量, 期間等に関する書類を本市に提出し, 承諾を得ること。	58			
310	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転, 性能試験及び立会検査	(2)	③	③ 工事請負事業者は, 性能試験計画書にて示した計測項目について計測を実施すること。	59			
311	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転, 性能試験及び立会検査	(2)	④	④ 工事請負事業者は, 性能保証事項に関する性能試験方法について, 項目ごとに関係法令等及び規格等に準拠すること。ただし, 該当する試験方法等がない場合には, 最も適切な方法を本市へ提出し, その承諾を得た後に実施すること。なお, 性能保証事項とは, 本ポンプ場が本書に示す性能及び設計図書を満足することを確認する事項をいう。	59			
312	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転, 性能試験及び立会検査	(2)	⑤	⑤ 工事請負事業者は, 性能試験の一環として, 非常停電及び機器故障等, 本ポンプ場の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い, 本ポンプ場の機能の安全性を確認すること。	59			
313	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転, 性能試験及び立会検査	(2)	⑥	⑥ 工事請負事業者は, 性能試験終了後, 性能試験の条件, 試験方法及び試験結果等を記載した報告書を本市へ提出すること。	59			
314	4-9 試運転及び性能試験	4-9-1 試運転, 性能試験及び立会検査	(3)		(3) 段階的施工と部分供用 施工に当たっては, 段階的に各機能を確保しながらの施工を行い, 部分供用を行うこと。なお, 試運転, 性能試験は部分供用ごとに実施するものとする。	59			
315	4-9 試運転及び性能試験	4-9-2 立会検査(現場)	(1)		(1) 立会検査 立会検査は, 本ポンプ場が所定の性能を達成できることを確認するために, 試運転期間中に本市の立会の下で行うこと。	59			
316	4-9 試運転及び性能試験	4-9-2 立会検査(現場)	(2)	①	2) 立会検査の方法及び内容 ① 工事請負事業者は, 立会検査を行うに当たって, 立会検査の条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を記載した立会検査要領書を作成し, 本市の承諾を得ること。	59			
317	4-9 試運転及び性能試験	4-9-2 立会検査(現場)	(2)	②	② 性能保証事項に関する立会試験方法(測定方法, 試験方法)は, 項目ごとに, 関係法令等及び規格等に準拠すること。ただし, 該当する試験方法等がない場合には, 最も適切な方法を本市へ提出し, その承諾を得た後に試験を実施すること。	59			
318	4-9 試運転及び性能試験	4-9-2 立会検査(現場)	(2)	③	③ 非常停電(受電及び非常用電源等の一斉停電を含む。)及び機器故障等の事象発生時を想定し, 本ポンプ場・設備の機能の安全性を確認すること。	59			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を, 適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について, 簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には, 「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目	確認事項(要求水準書の記載内容)		頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
5 維持管理・運営に関する要求水準							
319	5-1 対象施設及び維持管理機関	5-1-3 業務内容	(2)				
					61		
320	5-3 要求水準		①				
					62		
321	5-3 要求水準		②				
					62		
322	5-3 要求水準		③				
					62		
323	5-3 要求水準		④				
					62		
324	5-3 要求水準		⑤				
					62		
325	5-3 要求水準		⑥				
					62		
326	5-4 業務の履行		①				
					62		

*1:要求水準書の対象ページを指す。

*2:要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3:提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目			確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
327	5-4 業務の履行		②	② 既設本ポンプ場ほか2施設等及びその他の既設ポンプ場等(松浜分水含む。)の維持管理・運營業務の実施に当たっては、2-2-3項の(2)に示す引継期間において、既存の維持管理事業者(本市直営分及び個人事業者含む。)(以下「既存維持管理事業者」という。)と十分に調整し、既存維持管理事業者の知見及び運転管理技術を習得すること。また、既存維持管理事業者の知見及び運転管理技術、保有する運転管理要領又はマニュアル等の全てを引継ぎ、新たなマニュアルとして再作成して、本市に提出し、承諾を得ること。	62			
328	5-4 業務の履行		③	③ 新設本ポンプ場ほか2施設等の維持管理・運營業務の実施に当たっては、2-2-3項の(2)に示す引継期間において、運転管理マニュアルを作成して、本市に提出し、承諾を得ること。なお、新設本ポンプ場の運転管理マニュアルの作成に当たっては、工事請負事業者及び維持管理・運營業務者間で十分調整すること。	62			
329	5-4 業務の履行		④	④ 前二号に示すマニュアルについては、第2フェーズ以降、フェーズが変わる都度、各運転管理マニュアルを改定して、本市に提出し、承諾を得ること。	62			
330	5-4 業務の履行		⑤	⑤ 維持管理・運營業務者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令により、安全衛生管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に報告すること。	63			
331	5-4 業務の履行		⑥	⑥ 維持管理・運營業務者は、本ポンプ場ほか2施設等及びその他の既設ポンプ場等(松浜分水含む。)の構造、性能、周辺状況などを熟知し、運転に精通するとともに、常に創意工夫を持って業務改善に努め、予防保全により事故・故障を未然に防ぐよう努めること。また、第2フェーズ以降において、その他の既設ポンプ場等(松浜分水含む。)の委託レベルアップ、雨水排水施設の取込み、本市が実施するICT設備等の投資、本ポンプ場の監視制御設備への取込み(その他の既設ポンプ場又は第2フェーズ以降に取込む雨水排水施設のICT設備等投資に係るもの)等を円滑に実施できるよう本市に協力し、効率的な維持管理・運營業務の実現に向けて取組むこと。	63			
332	5-4 業務の履行		⑦	⑦ 維持管理・運營業務者は災害、重大事故等の緊急時に備え、連絡体制、緊急対応手順を整え、常にこれらの事象に対処できるように人員・機材の準備をすること。	63			
333	5-4 業務の履行		⑧	⑧ 維持管理・運營業務者は災害時に二次災害のおそれがある場合は、適切な措置を講じ、二次災害の防止に努めること。	63			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目					確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
334	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(3)	1)	①	1) 計画雨水量又は排水能力(現況)で対応可能と判断される場合 ① 維持管理・運営事業者は、降雨開始前の気象庁等の気象情報により、計画雨水量又は排水能力(現況)で対応可能と判断される場合でも、当該地域における年間の降雨回数を鑑み、1時間当たりの降雨強度が10mmを超える降雨があると予測又は想定できる場合は、次項の2)と同じ要領で運転管理を実施するものとする。なお、先に挙げた1時間当たりの降雨強度が10mmという数値は、維持管理・運営業務開始後、各種データの蓄積により、適切な数値を本市に提案し、承諾を得た上で変更できるものとする。なお、当該地域における年間の降雨回数は、配布資料に示す福山市地方気象台のデータを参考とすること。	64			
335	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(3)	2)	①	2) 計画雨水量又は排水能力(現況)を超えるおそれがあると判断される場合 ① 維持管理・運営事業者は緊急事態発生に備えて連絡体制を確立し、応急措置に対する準備をしておくものとする。	64			
336	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(3)	2)	②	② 緊急事態その他特別の事情に対応するため、本市及び維持管理・運営事業者が必要と認めた場合は、維持管理・運営事業者の本業務に携わる要員を一時的に本市の指示のもとに置くことができるものとする。	64			
337	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(3)	2)	③	③ 維持管理・運営事業者は、緊急事態に対して、必要な措置を事前に講ずるものとし、その緊急事態の内容、想定される全てに対する被害や影響、措置の内容を速やかに本市へ報告するものとする。	64			
338	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(3)	2)	④	④ 受注者は、中大規模台風の襲撃、線状降水帯、当該地域に悪影響を及ぼす可能性がある前線の停滞等の事象等が気象情報等により予見できる場合には、維持管理・運営事業者の判断、又は本市からの出動要請に基づき、速やかに対応可能とするため、複数名の従業員を選任しておくものとする。なお、先に挙げた事象の場合は、原則として本ポンプ場ほか2施設へ複数名の運転管理要員を降雨開始前の事前に配置しておくこと。	64			
339	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4)	①	(4) 保守 点検業務 ① 維持管理・運営事業者は、定期的に各種設備を点検すること。点検項目は、「下水道施設維持管理積算要領—処理場・ポンプ場施設編—(公益社団法人日本下水道協会)」に準じること。	65				

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“—”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目			確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
340	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ②	② 各設備の日常点検、定期点検及び詳細点検については、維持管理・運営事業者が定める点検計画を基に実施すること。なお、点検計画の策定に当たっては、目視作業、触感作業、測定作業、調整作業、点検清掃作業、記録作業、詳細点検作業等、各作業の内容及び頻度を明確とし、本市の承諾を得た上で実施すること。	65			
341	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ③	③ 不具合発生、事故発生又は事故発生のおそれがある場合には、必要に応じて臨時点検を実施し、必要な措置を講じること。また、その結果を本市に報告すること。	65			
342	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ④	④ 各種点検に当たっては、複数名で実施し、必要に応じて機器の運転を行うこと。	65			
343	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ⑥	⑥ 本ポンプ場及び中央ポンプ場に格納する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(電気主任技術者の選任を含む。)を行うこと。	65			
344	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ⑦	⑦ 各種設備の消耗品類(グランドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム、潤滑油、塗料、備品、ランプ等)の交換等作業を行うこと。	65			
345	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ⑧	⑧ 本業務で使用する消耗品類は、維持管理・運営事業者が調達及び管理すること。	65			
346	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ⑨	⑨ 各種法令点検を行うこと。	65			
347	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ⑩	⑩ 各種設備の保守を行うこと。	65			
348	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ⑪	⑪ 各種設備の点検掃除を行うこと。	65			
349	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4) ⑫	⑫ 土木・建築施設の定期点検及び保守(その他の既設ポンプ場の保守を除く。)	65			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
350	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(4)	⑬	⑬ その他の既設ポンプ場は、スクリーン及びその周辺の塵芥は常に収集して清潔にし、ポンプ等が常時、正常に運転できるようにすること。	65			
351	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(5)	①	(5) 修繕業務 本ポンプ場ほか2施設については、次に挙げる要領に基づき委託レベル3の範囲として、修繕業務を行うものとする。 ① 維持管理・運営事業者は、各種設備の保守点検等により発見した不良箇所及び故障対応などにより発見した破損箇所のうち、現場での修繕で対応可能なものについては、速やかに修繕などを実施し、その機能の回復を図ること。	65			
352	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(5)	②	② 維持管理・運営事業者は、部分的な補修として各種設備及び配管等の塗装を行うこと。	65			
353	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(5)	⑤	③のイの定期修繕及びエの大規模修繕については、維持管理・運営業務委託契約時に年度別修繕計画を作成・提出すること。維持管理において、実際に修繕を行うに当たっては、年度別修繕計画に基づき適切な維持管理と運転が行われた結果、劣化や腐食などの事象が確認され、修繕の必要性が本市及び維持管理・運営事業者の双方で合意に至った場合に、実施できることとする。	66			
354	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(5)	⑦	⑦ 本市は、③のオの更新に対し、「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づき国の交付金等を活用して実施することを予定している。維持管理・運営事業者は、下水道ストックマネジメント計画に必要な基礎資料の作成について本市に協力すること。なお、ストックマネジメント計画に係る策定業務は、別途業務とする。	66			
355	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(6)	①	(6) 保安全管理業務 ① 維持管理・運営事業者は、各種設備の性能及び機能を確保するために行う保全計画(年度別修繕計画)を策定すること。	66			
356	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(6)	②	② 維持管理・運営事業者は、新設本ポンプ場ほか2施設における第三者の立入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するため、新設本ポンプ場ほか2施設の保安全管理に必要な措置を講じること。	66			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目			確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
357	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(6) ③	③ 維持管理・運営事業者は、各種設備の保全歴や整備、修繕業務等の情報を基礎データとして、作成し蓄積すること。なお、基礎データの保存媒体、データ形式については、本市の指示に従うこと。なお、各機器の異常(騒音、振動、亀裂、ひび割れ、劣化、腐食等)、修繕業務、保守管理業務等、数値データだけでは、状態を把握しにくいものについては、動画によるデータ保存を原則とし、本市及び本市が指定する第三者が容易に確認できるように配慮すること。維持管理・運営事業者は、本市が各種設備の補修及び改築更新工事を実施する際には、必要な各種設備の状況報告及び施工時の協力を行うこと。	66			
358	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(7)	(7) 計測業務 計測業務としては、以下の項目に対し、日常的及び定期的な記録を行い、本市に報告すること。	67			
359	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(8) ①	(8) 危機管理業務 ① 維持管理・運営事業者は、福山市上下水道局 業務継続計画(2021年(令和3年)3月)を参考に、自然災害(大雨、地震、津波等)や感染症等について、各被害を想定し、被害発生の際においても業務が適切に継続できるよう業務全体の目標の設定について本市と協議の上、維持管理業務の業務継続計画(以下「本事業に係るBCP」という。)を取りまとめ、訓練や防災研修等を通してPDCAサイクルによる改善を図り、災害対応力の向上を図ること。	67			
360	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(8) ②	② 維持管理・運営事業者は、上記①の本事業に係るBCPIに以下に掲げる事項を記載すること。なお、記載事項及び記載内容については、本市との協議を複数回行い、マニュアルの最終版に対して、承諾を得ること。	67			
361	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(8) ③	③ 維持管理・運営事業者は、本業務の履行に支障をきたすような突発的な不具合が、各種設備に発生した場合は、事態の状況把握に努めるとともに、本事業に係るBCPIに従い被害を最小限度に止める必要な措置を講じること。	68			
362	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(8) ④	④ 維持管理・運営事業者は、本事業に係るBCPIに記載していない突発的な事態等が発生した場合は、本市との協議の上、必要な措置を講じること。ただし、本市との協議が著しく困難な場合は、維持管理・運営事業者独自の判断で必要な措置を講じてもよい。	68			
363	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(8) ⑤	⑤ 維持管理・運営事業者は、本業務に関して従業員の安全確保を最優先とすること。	68			
364	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(9) ①	(9) 臨機の措置 ① 維持管理・運営事業者は、災害防止、不可抗力及び維持管理・運営事業者が本業務を履行する上で、特に必要があると判断した事態が発生した場合、「臨機の措置」として緊急点検又は応急復旧等を実施すること。	68			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
365	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(10)		(10) 環境整備業務 本ポンプ場ほか2施設等及びその他既設ポンプ場等については、以下に掲げる環境整備業務を行うこと。	68			
366	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	①	(11) 廃棄物管理業務 ① 廃棄物管理業務の内容は、以下に掲げる廃棄物管理業務を行うこと。	69			
367	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	①	ア ア本ポンプ場ほか2施設等及びその他の既設ポンプ場等から発生するしさ及び沈砂等の廃棄物(一般廃棄物(しさ)又は産業廃棄物(沈砂等))に対して、別途本市が発注する収集及び運搬事業に係る調整管理業務を行うこと。	69			
368	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	①	イ イ本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場から発生するしさ及び沈砂等の廃棄物に対して、別途本市が発注する処分事業に係る調整管理業務を行うこと。	69			
369	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	①	ウ ウ廃掃法第13条の2の規定に基づき、日本産業廃棄物処理振興センター(情報処理センター)が管理・運営する電子マニフェストシステムを本事業の対象施設に導入すること。また、排出事業者本市収集運搬事業者及び処分事業者に対して、電子マニフェストシステム導入に係る支援を行うこと。	69			
370	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	①	エ エ廃掃法の規定に対し、排出事業者収集運搬事業者及び処分事業者が遵守することを目的として、電子マニフェストシステムの適用について、監視支援を実施すること。	69			
371	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	①	オ オ本市の指示のもと、マニフェスト管理に管理に関する支援を行うこと。	69			
372	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	②	② 上記①のア及びイの作業において、沈砂収集設備を有していない雨水排水施設の場合は、本市が別途発注する運搬業者(バキューム車等)に対して、本市及び収集運搬事業者と搬出のタイミングについて、収集日時及び収集順番の管理調整、運搬重量の管理調整を行うこと。	69			
373	5-5 業務内容	5-5-1 雨水排水施設の運転及び維持管理業務	(11)	③	③ 維持管理・運営事業者は、修繕等において発生する建設副産物について、維持管理・運営事業者が全量を適正に収集、運搬及び処分すること。また、有価物の処分に当たっては、処分により生じる売却費用を本事業費から減額する。	69			
374	5-5 業務内容	5-5-2 物品その他の調達及び管理業務			維持管理・運営事業者は、以下に挙げるもの(以下「物品その他」という。)は全て維持管理・運営事業者が費用負担し、調達及び管理を適切に行うこと。	70			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
375	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(1)	①	(1) 業務履行に関する報告書 ① 維持管理・運営事業者は、業務履行に当たり、法令、本書に従って、業務履行の内容を記録し、必要な報告書類を作成して本市に提出すること。	70			
376	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(1)	②	② 維持管理・運営事業者は、業務履行の内容に応じて、図面の作成又は写真の撮影を行い、報告書に添付すること。	70			
377	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(1)	③	③ 維持管理・運営事業者は、本市の求めがある場合、各種報告書及びその他維持管理・運営事業者がこの契約に基づき作成する書類を電子データとして本市に提出すること。	70			
378	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(1)	④	④ 維持管理・運営事業者は、業務履行に関して提出した各種報告書、その他維持管理・運営事業者がこの契約に基づき作成する書類、及びその電子データの保管期間については、基本的に契約期間終了後3年間以上とする。	70			
379	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(2)	①	(2) 物品その他の調達及び管理 ① 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営事業者が調達した物品その他について、支出内訳書、納品書、品質証明書等を保管し、適切に管理すること。	70			
380	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(2)	②	② 維持管理・運営事業者は、本市が支給した物品その他について、支給品管理簿等に記録し、適切に管理すること。	70			
381	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(2)	③	③ 維持管理・運営事業者は、調達、支給又は貸与した物品その他の使用状況を確認及び記録し、適切に管理すること。	71			
382	5-5 業務内容	5-5-3 業務履行に付随する業務	(3)		(3) 第三者との交渉等 本業務の履行に関して、地元関係者等の第三者との交渉等が必要となった場合は、本市がこれを行うものとする。ただし、この場合において、維持管理・運営事業者は、本市が行う第三者との交渉等へ協力すること。	71			
383	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(1)	①	(1) 事業計画書 ① 維持管理・運営事業者は、本書及びその他関係書類等に基づき、契約期間中の事業計画を立案すること。また、土木建築施設及び各種設備の予防保全に係る内容を事業計画の中に盛り込むこと。	74			
384	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(1)	②	② 維持管理・運営事業者は、事業計画書に記載する項目及び内容について、本市の承諾を得ること。	74			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
385	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(1)	③	③ 維持管理・運営事業者は、事業計画書に従い業務を実施すること。また、事業計画書について、施設の状況や、委託業務の実施状況等を勘案した上で、常に最新・最適のものとするため、随時見直しを行うこと。	74			
386	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(1)	④	④ 維持管理・運営事業者は、上記③により事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容について本市と協議し、承諾を得ること。	74			
387	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(2)	①	(2) 年度別業務履行計画書 ① 維持管理・運営事業者は、当該年度ごとに年度別業務履行計画書を作成し、本市の承諾を得ること。	74			
388	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(2)	②	② 業務履行年間計画書には、次の事項について記載すること。	74			
389	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(2)	③	③ 維持管理・運営事業者は、業務実施計画において、業務の実施項目又は実施時期を大幅に変更する必要がある場合は、本市と協議し承諾を得ること。	75			
390	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(3)	①	(3) 運転・保守業務実施計画書 ① 維持管理・運営事業者は、月間の業務履行に関する計画として、運転・保守業務実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、関連資料がある場合はこれに添付すること。	75			
391	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(4)	①	(4) 業務完了報告書等 ① 維持管理・運営事業者は、5-6-1項の計画書に基づき業務を完了したときは、当該月に係る月間業務完了報告書を本市に提出すること。なお、提出に当たっては、「運転月報(日報を含む。)」 「保守点検月報」 「設備補修月報」 「物品管理・調達月報」 「計測月報(日報含む。)」 「緊急対応・処置報告」及びその他関連資料等を添付すること。	75			
392	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(4)	②	② 維持管理・運営事業者は、当該年度の業務を完了したときは、当該年度に係る業務検査願書及び当該年度に係る業務完了報告書を本市に提出すること。なお、提出に当たっては、「当該年度の施設管理状況説明書」 「運転年報」 「保守点検年報」 「設備補修年報」 「物品管理・調達年報」 「計測年報」 「緊急対応・処置報告書」及びその他関連資料等を添付すること。	75			
393	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(4)	③	③ 維持管理・運営事業者は、委託最終年度に契約業務完了報告書を本市に提出すること。	75			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目		確認事項(要求水準書の記載内容)			頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
394	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(4)	⑤	⑤ 本市は、業務完了報告書等の内容に疑義があると認める場合、又はその他本書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合において、本市が施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加の資料の提出及び当該業務に関し改善措置を、維持管理・運営事業者に求めることができる。このとき、維持管理・運営事業者は本市の求めに対し誠実に対応すること。	75			
395	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(5)	①	(5) 施設機能確認報告書 ① 維持管理・運営事業者は、業務開始までに、本市及び維持管理・運営事業者、双方立会いのもと、土木・建築施設及び各種設備の機能確認を行うこと。なお、確認すべき項目については、本市及び維持管理・運営事業者が協議により定める。	76			
396	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(5)	②	② 維持管理・運営事業者は、上記①の機能確認完了後、その確認結果を記載した「契約時施設機能確認報告書」を作成し、確認完了の日から15営業日以内、かつ本業務開始の前日までに本市に提出すること。	76			
397	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(5)	④	④ 維持管理・運営事業者は、当該年度の業務完了時、契約終了時及びその他必要と思われる時又は本市の指示により、土木・建築施設及び各種設備の機能確認を行い、本市に施設機能確認報告書を提出すること。	76			
398	5-6 業務書類等	5-6-3 業務書類の記載事項について	(5)	⑥	⑥ 維持管理・運営事業者は、上記④で実施される現地確認に際し、全面的に協力すること。	76			
399	5-7 諸室等の自主管理及び整理整頓等			①	① 維持管理・運営事業者は、施設及び施設用地並びに、その周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理すること。	76			
400	5-7 諸室等の自主管理及び整理整頓等			②	② 維持管理・運営事業者は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品、設備等(以下「機械器具等」という。)を維持管理・運営事業者の責任と費用により調達すること。	76			
401	5-8 本ポンプ場等の一般管理				維持管理・運営事業者は、関係法令を遵守するとともに、本ポンプ場ほか2施設及び事業用地内の場内整備、その他の既設ポンプ場の門柵柵の管理、施錠、施設周辺の安全等について、十分な注意を払うこと。	76			
402	5-9 監督員	5-9-2 監督員の業務及び権限	(1)	②	(1) 監督員によるモニタリング ② 維持管理・運営事業者は、本業務の実施状況に関して、本市から説明要求があった場合には、適切な方法により、速やかに説明を行い、必要な資料を提出すること。	77			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
403	5-9 監督員	5-9-2 監督員の業務及び権限	(1)	③	③ 維持管理・運営事業者は、モニタリングに際し、全面的に協力すること。	77			
404	5-10 総括責任者の職務			②	② 総括責任者は、現場の最高責任者として、維持管理・運営事業者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。	78			
405	5-10 総括責任者の職務			③	③ 総括責任者は、基本協定書、基本契約書、維持管理・運営業務委託契約書、本書、技術提案書、実施設計、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとって、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。	78			
406	5-10 総括責任者の職務			④	④ 従業員に対し、各種機器設備の使用目的及び機能等を十分理解し、運転操作を習得するよう指導監督すること。	78			
407	5-11 有資格者・有経験者・作業従事者			①	① 維持管理・運営事業者は、業務の執行に当たり総括責任者を配置すること。	78			
408	5-11 有資格者・有経験者・作業従事者			②	② 維持管理・運営事業者は、本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場の維持管理に当たり、作業ごとに必要となる有資格者を適宜配置すること。	78			
409	5-11 有資格者・有経験者・作業従事者			③	③ 電気主任技術者、危険物取扱者、廃棄物管理責任者等について必要な届出を行うこと。	78			
410	5-11 有資格者・有経験者・作業従事者			④	④ 労働安全衛生法等で定める就業制限にかかる機器の運転及び危険物の取り扱いなどに当たっては、有資格者以外の者が行ってはならない。また、有資格者を必要とする点検についても、有資格者を配置して行わなければならない。	78			
411	5-11 有資格者・有経験者・作業従事者			⑤	⑤ 本ポンプ場及び中央ポンプ場の危険物保安監督者として、甲種危険物取扱免状取得者又は乙種第4類危険物危険物取扱免状取得者を選任すること。	78			
412	5-11 有資格者・有経験者・作業従事者			⑥	⑥ 本市は、業務が適切に実施されない場合又はそのおそれがあると判断する場合は、維持管理・運営事業者に対し体制等の改善・強化を要請することができるものとし、維持管理・運営事業者は誠実に対処しなければならない。	78			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
413	5-12 第三者への賠償と保険		①		① 維持管理業務の遂行に当たり、維持管理・運営事業者は、自ら維持管理期間の全期間にわたり、第三者に対する損害賠償責任保険等の保険を付保し、かつ当該保険を維持すること。	78			
414	5-13 その他		①		① 維持管理・運営事業者は、本書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行うこと。	79			
415	5-13 その他		②		② 維持管理・運営事業者は、本市が運転等に係る資料の提出を要求した場合は、速やかに応じること。	79			
416	5-13 その他		③		③ 維持管理・運営事業者は、周辺住民への事業説明等に対して、本市に協力すること。また、本市の要請に応じて、事業説明に係る資料作成を行うこと。	79			
6 本事業における引継事項の要件									
417	6-1 本業務における引継事項	6-1-1 引継事項の整理及び変更	①		① 維持管理・運営事業者は、業務開始後、速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項などを記載した引継事項(以下「引継事項」という。)を作成し、本契約が終了するまで、本ポンプ場に備え置くこと。また、作成した引継事項は、その内容を速やかに本市に通知すること。	80			
418	6-1 本業務における引継事項	6-1-1 引継事項の整理及び変更	②		② 維持管理・運営事業者は、業務期間中、必要に応じて引継事項の内容を変更すること。また、維持管理・運営事業者は、引継事項の内容を変更した時は、本市に速やかに引継事項を変更した旨を通知すること。	80			
419	6-1 本業務における引継事項	6-1-2 契約終了時の引継事項	①		① 維持管理・運営事業者は、業務期間満了により委託期間が終了する場合、本業務の次期契約の維持管理・運営事業者(以下、「次の維持管理・運営事業者」という。)が円滑に業務を遂行できるように、必要な引継事項を交付すること。	80			
420	6-1 本業務における引継事項	6-1-2 契約終了時の引継事項	②		② 維持管理・運営事業者は、上記①の引継事項について、次の維持管理・運営事業者が業務履行を行うために必要な技術指導を行うこと。ただし、本市が不要と認める場合はこの限りでない。また、この技術指導は次の維持管理・運営事業者の業務開始までのおおむね3か月程度とする。ただし、降雨状況等によっては、本市の判断により、最大6か月間まで延長することができる。	80			
421	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-2-1 引継時における機能確認	①		① 維持管理・運営事業者は、6-1項の引継事項の交付に際して、5-6-3項の(5)の施設機能確認報告書を添付すること。	80			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

要求水準書チェックリスト

No.	項目				確認事項(要求水準書の記載内容)	頁*1	適否記載*2 (事業者記載欄)	提案内容の概要*3 (事業者記載欄)	提案資料等の記載箇所 (事業者記載欄)
422	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-2-1 引継時における機能確認	②		② 維持管理・運営事業者は、6-1項の引継事項に関して、次の維持管理・運営事業者から、本市の承諾を得た改善要求書が提出された場合、必要な措置を講じること。また、その措置を講じた後に、内容等を速やかに本市及び次の維持管理・運営事業者に報告すること。	80			
423	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-2-1 引継時における機能確認	④		④ 維持管理・運営事業者は、上記②の措置を講じたことにより、次の維持管理・運営事業者に対して、別途技術指導を要する場合は、維持管理・運営事業者がその費用を全額負担すること。	81			
424	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-2-2 対象施設の引渡し	①		① 維持管理・運営事業者は、本契約が終了し、かつ維持管理・運営事業者以外の者が、次の維持管理・運営事業者となっている場合、対象施設の運転及び維持管理業務を継続して行える状態にして、速やかに引渡すこと。	81			
425	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-2-2 対象施設の引渡し	②		② 維持管理・運営事業者は、引渡しに要する費用を全て負担すること。	81			
426	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-2-3 事業期間終了時の施設の状態	(1)		(1) 本ポンプ場ほか2施設 本市は、事業期間終了後も本ポンプ場ほか2施設を継続して使用する。維持管理・運営事業者は、事業期間終了時に、本ポンプ場ほか2施設において、本書で示す性能を維持すること。	81			
427	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-2-3 事業期間終了時の施設の状態	(2)		(2) その他の既設ポンプ場 その他のポンプ場については、事業期間終了時の1年間前までに、事業期間終了時の設備の引渡し状態について協議し、必要な措置について本市又は維持管理・運営事業者が対応を行う。	81			
428	6-2 契約終了の施設機能の確認	6-3 その他			本市が、維持管理・運営事業者に対して、本業務の次期契約を円滑に開始するために必要な事項について、次の維持管理・運営事業者との事前協議を求める場合は、誠実に対応すること。	81			

*1: 要求水準書の対象ページを指す。

*2: 要求事項に適合しているものは“○”を、適合していないものは“-”を記入すること。

*3: 提案内容について、簡潔に箇条書きで記載すること。技術提案書に記載箇所がある場合には、「提案資料等の記載箇所」に書類名(様式番号)及び該当ページを記入すること。

見 積 書

2022 年（令和 4 年） 月 日

福山市上下水道事業管理者
小林 巧平 様

(代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

2022 年（令和 4 年） 1 月 28 日付けで公告された新浜ポンプ場改築事業について、入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、契約書（案）等の全ての書類（質疑回答を含む。）及び福山市上下水道局契約規程を承諾の上、下記金額により見積書を提出します。

記

- 1 事業名 新浜ポンプ場改築事業
- 2 事業場所 福山市松浜町三丁目外 10 か町地内

3 見積金額

	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
総価金額 (1) + (2)											
設計・施工業務費 (1)											
維持管理・運営 業務費 (2)											

1：当該金額は、消費税及び地方消費税を除くものとする。

2：見積書に記載する金額は、算用数字で表記し数字の直前に「金」を付記すること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書

単位：円

費目	金額	備考
①設計業務に係る金額		
②施工業務に係る金額		
③維持管理・運營業務に係る金額		
見積金額 (①+②+③)	0	

注記)

1. ①+②の合計金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が、入札説明書2-8-1項に示す設計・施工に係る事業費上限額を超えないこと。
2. ③の金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が、入札説明書2-8-2項に示す維持管理・運営に係る事業費上限額を超えないこと。
3. 上表の金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
4. 金額は様式14-2号（別添1-1）及び様式14-2（別添2-1）と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (設計・施工)

単位：円

費目	内容・算定根拠	金額	備考
1. 設計業務に係る金額			
1) 各種調査費	様式14-2号 (別添1-2)		
2) 設計費	様式14-2号 (別添1-3)		
	小計①	0	
2. 施工業務に係る金額			
1) 土木施工費	様式14-2号 (別添1-4)		
2) 建築施工費	様式14-2号 (別添1-5)		
3) 機械設備施工費	様式14-2号 (別添1-6)		
4) 電気設備施工費	様式14-2号 (別添1-7)		
	小計②	0	
	合計 (小計①+小計②)	0	

注記)

1. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
2. 金額は様式14-2号及び様式14-2号 (別添1-2～別添1-7) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (設計・施工)

1. 設計業務に係る金額 1) 各種調査費

単位：円

工種	種別	細別	数量	単位	金額	備考
1			1	式		
2			1	式		
3			1	式		
4			1	式		
5			1	式		
合計			1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて行を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 工種、種別、細別の各項目の算定根拠が分かる資料（様式任意）を添付すること。
4. 様式14-2号（別添1-1）の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (設計・施工)

1. 設計業務に係る金額 2) 設計費

単位：円

工種	種別	細別	数量	単位	金額	備考
1			1	式		
2			1	式		
3			1	式		
4			1	式		
5			1	式		
合計			1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて行を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 工種、種別、細別の各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式14-2号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号

見積内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 1) 土木施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
1 撤去工	1	式		
2 仮設土工	1	式		
3 基礎工	1	式		
4 躯体工	1	式		
5 付帯工	1	式		
6 場内整備工	1	式		
7 流入管渠耐震補強工	1	式		
直接工事費①	1	式	0	
共通仮設費②	1	式		
現場管理費③	1	式		
一般管理費④	1	式		
合計 (①+②+③+④)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて直接工事費の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式14-2号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 2) 建築施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
1 撤去工	1	式		
2 建築施工工	1	式		
3 建築機械設備工	1	式		
4 建築電気設備工	1	式		
直接工事費①	1	式	0	
共通仮設費②	1	式		
現場管理費③	1	式		
一般管理費④	1	式		
合計 (①+②+③+④)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて直接工事費の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式14-2号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 3) 機械設備施工費

単位：円

	項目	数量	単位	合計	備考
1	沈砂・スクリーンかす設備				
	小計	1	式	0	
2	雨水ポンプ設備				
	小計	1	式	0	
3	付帯設備 (ゲート設備等)				
	小計	1	式	0	
4	用役設備				
	小計	1	式	0	
5	その他				
	小計	1	式	0	
	機器費 計①	1	式	0	

応募者番号

見積内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 3) 機械設備施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
直接工事費				
輸送費	1	式		
直接材料費	1	式		
補助材料費	1	式		
一般労務費	1	式		
機械設備据付労務費	1	式		
基礎工機器等基礎	1	式		
複合工費	1	式		
機械経費	1	式		
直接工事費 計②	1	式	0	
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
据付間接費	1	式		
間接工事費 計③	1	式	0	
設計技術費④	1	式		
一般管理費等⑤	1	式		
合計 (①+②+③+④+⑤)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて機器費等の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式14-2号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 4) 電気設備施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
1 受変電設備				
小計	1	式	0	
2 非常用自家発電設備				
小計	1	式	0	
3 特殊電源設備				
小計	1	式	0	
4 動力制御設備				
小計	1	式	0	
5 計装設備				
小計	1	式	0	
6 ITV等装置				
小計	1	式	0	

応募者番号

見積内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 4) 電気設備施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
7 監視制御設備				
小計	1	式	0	
8 自動通報装置				
小計	1	式	0	
機器費 計①	1	式	0	
直接工事費				
輸送費	1	式		
直接材料費	1	式		
補助材料費	1	式		
一般労務費	1	式		
機械設備据付労務費	1	式		
基礎工機器等基礎	1	式		
複合工費	1	式		
機械経費	1	式		
直接工事費 計②	1	式	0	
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
据付間接費	1	式		
間接工事費 計③	1	式	0	
設計技術費④	1	式		
一般管理費等⑤	1	式		
合計 (①+②+③+④+⑤)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて機器費等の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式14-2号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書（維持管理・運営）

単位：円

費目	内容・算定根拠	金額	備考
1. 維持管理・運営業務に係る金額（本ポンプ場ほか2施設等）			
(1) 維持管理費	様式14-2号（別添2-2）		R 5 から R 31
(2) ユーティリティ費	様式14-2号（別添2-2）		R 12 から R 31
(3) 修繕費	様式14-2号（別添2-2）		〃
(4) その他の経費	様式14-2号（別添2-2）		R 5 から R 31
小計①		0	
2. 維持管理・運営業務に係る金額（その他の既設ポンプ場等（第1フェーズ））			
(1) 維持管理費	様式14-2号（別添2-3）		R 5 から R 9
(2) その他の経費	様式14-2号（別添2-3）		〃
小計②		0	
合計（小計①+小計②）		0	

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 金額は様式14-2号及び様式14-2号（別添2-2～別添2-3）と整合させること。
4. 備考欄に記載している期間は年度を示す。
5. 金額単位の「円」と「千円」の記入に留意すること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等)

単位：千円

費目	内容・算定根拠	維持管理・運営費																												
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計	
維持管理費 (運転管理費等)																														
1) 直接人件費	様式14-2号 (別添2-4)																													
	運転管理費等 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
維持管理費 (保守点検費)																														
1) 直接人件費	様式14-2号 (別添2-4)																													
	保守点検費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(1) 維持管理費 (運転管理費等+保守点検費)																														
	直接人件費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	技術経費																													
	間接業務費等																													
	諸経費																													
	維持管理費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(2) ユーティリティ費																														
1) 電気料金	様式14-2号 (別添2-5)																													
2) 水道料金	〃																													
3) 燃料費	〃																													
4) 薬品費	〃																													
	ユーティリティ費 計																													
(3) 修繕費																														
1) 軽微な修繕	様式14-2号 (別添2-6)																													
2) 定期修繕	〃																													
3) 大規模修繕	〃																													
	修繕費 計																													
(4) その他の経費																														
	様式14-2号 (別添2-7)																													
	その他の経費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計 ((1)+(2)+(3)+(4))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注記

- 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
- 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
- 金額は様式14-2号 (別添2-1, 別添2-4～別添2-7) と整合させること。

見積内訳書 (維持管理・運営)

2. 維持管理・運営業務に係る金額 (その他の既設ポンプ場等 (第1フェーズ))

単位: 千円

費目	内容・算定根拠	維持管理・運営費																										
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度
維持管理費 (運転管理費等)																												
1) 直接人件費	様式14-2号 (別添2-8)																											
	運転管理費等 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
維持管理費 (保守点検費)																												
1) 直接人件費	様式14-2号 (別添2-8)																											
	保守点検費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(1) 維持管理費 (運転管理費等+保守点検費)																												
	直接人件費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	技術経費																											
	間接業務費等																											
	諸経費																											
	維持管理費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(2) その他の経費																												
	様式14-2号 (別添2-9)																											
	その他の経費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計 ((1) + (2))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 金額は様式14-2号 (別添2-1, 別添2-8~別添2-9) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等) (1) 維持管理費

単位: 千円

費目	項目	維持管理・運営費																											
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計
運転管理費等 (直接人件費)																													
運転操作監視 (通常勤務)	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運転操作監視 (特別勤務)	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運転管理費等 (直接人件費) 計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保守点検費 (直接人件費)																													
保守点検	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保守点検費 (直接人件費) 計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 人件費単価及び人工数の記入に当たっては、事業者が提案するICT等、設計・施工期間の短縮を考慮したものとする。
4. 各費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
5. 金額は様式14-2号 (別添2-2) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等) (2) ユーティリティ費

単位: 千円

費目	項目	維持管理・運営費																												
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計	
1) 電力料金	電力料金	基本料金																											0.0	
		従量料金																												0.0
																														0.0
	電力料金 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2) 水道料金	水道料金	基本料金																											0.0	
		従量料金																												0.0
																														0.0
	水道料金 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
3) 燃料費	燃料費																												0.0	
																														0.0
																														0.0
	燃料費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
4) 薬品費	薬品費																												0.0	
																														0.0
																														0.0
	薬品費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

注記)

- 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
- 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
- ユーティリティの記入に当たっては、事業者が提案するICT等、設計・施工期間の短縮を考慮したものとする。
- 各費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
- 金額は様式14-2号 (別添2-2) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等) (3) 修繕費

単位：千円

費目	項目	維持管理・運営費																											
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計
1) 軽微な修繕	軽微な修繕																												0.0
																													0.0
																													0.0
	軽微な修繕 計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2) 定期修繕	定期修繕																												0.0
																													0.0
																													0.0
	定期修繕 計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3) 大規模修繕	大規模修繕																												0.0
																													0.0
																													0.0
	大規模修繕 計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 修繕費の記入に当たっては、事業者が提案するICT等、設計・施工期間の短縮を考慮したものとする。
4. 各費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
5. 金額は様式14-2号 (別添2-2) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等) (4) その他の経費

単位: 千円

費目	項目	維持管理・運営費																											
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計
1) その他の経費																													0.0
その他の経費																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
	その他の経費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. その他の経費の記入に当たっては、事業者が提案するICT等、設計・施工期間の短縮を考慮したものとすること。
4. 費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
5. 金額は様式14-2号 (別添2-2) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

見積内訳書 (維持管理・運営)

2. 維持管理・運営業務に係る金額 (その他の既設ポンプ場等 (第1フェーズ)) (2) その他の経費

単位: 千円

費目	項目	維持管理・運営費																											合計
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	
1) その他の経費																													0.0
その他の経費																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
																													0.0
	その他の経費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 金額は様式14-2号 (別添2-3) と整合させること。

(様式 15 号)

入 札 書

2022 年（令和 4 年） 月 日

福山市上下水道事業管理者
小林 巧平 様

(代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

2022 年（令和 4 年） 1 月 28 日付けで公告された新浜ポンプ場改築事業について、入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、契約書（案）等の全ての書類（質疑回答を含む。）及び福山市上下水道局契約規程を承諾の上、下記金額により入札します。

記

1 事業名 新浜ポンプ場改築事業

2 事業場所 福山市松浜町三丁目外 10 か町地内

3 入札価格

	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
総価金額 (1) + (2)											
設計・施工業務費 (1)											
維持管理・運営 業務費 (2)											

1：当該金額は、消費税及び地方消費税を除くものとする。

2：入札書に記載する金額は、算用数字で表記し数字の直前に「金」を付記すること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書

単位：円

費目	金額	備考
①設計業務に係る金額		
②施工業務に係る金額		
③維持管理・運營業務に係る金額		
入札価格 (①+②+③)	0	

注記)

1. ①, ②及び③の金額は, 入札説明書の記載事項に十分留意して算定すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 金額は様式16号 (別添1-1) 及び様式16 (別添2-1) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (設計・施工)

単位：円

費目	内容・算定根拠	金額	備考
1. 設計業務に係る金額			
1) 各種調査費	様式16号 (別添1-2)		
2) 設計費	様式16号 (別添1-3)		
	小計①	0	
2. 施工業務に係る金額			
1) 土木施工費	様式16号 (別添1-4)		
2) 建築施工費	様式16号 (別添1-5)		
3) 機械設備施工費	様式16号 (別添1-6)		
4) 電気設備施工費	様式16号 (別添1-7)		
	小計②	0	
	合計 (小計①+小計②)	0	

注記)

1. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
2. 金額は様式16号及び様式16号 (別添1-2～別添1-7) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (設計・施工)

1. 設計業務に係る金額 1) 各種調査費

単位：円

工種	種別	細別	数量	単位	金額	備考
1			1	式		
2			1	式		
3			1	式		
4			1	式		
5			1	式		
合計			1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて行を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 工種、種別、細別の各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式16号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (設計・施工)

1. 設計業務に係る金額 2) 設計費

単位：円

工種	種別	細別	数量	単位	金額	備考
1			1	式		
2			1	式		
3			1	式		
4			1	式		
5			1	式		
合計			1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて行を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 工種、種別、細別の各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式16号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 1) 土木施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
1 撤去工	1	式		
2 仮設土工	1	式		
3 基礎工	1	式		
4 躯体工	1	式		
5 付帯工	1	式		
6 場内整備工	1	式		
7 流入管渠耐震補強工	1	式		
直接工事費①	1	式	0	
共通仮設費②	1	式		
現場管理費③	1	式		
一般管理費④	1	式		
合計 (①+②+③+④)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて直接工事費の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式16号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 2) 建築施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
1 撤去工	1	式		
2 建築施工工	1	式		
3 建築機械設備工	1	式		
4 建築電気設備工	1	式		
直接工事費①	1	式	0	
共通仮設費②	1	式		
現場管理費③	1	式		
一般管理費④	1	式		
合計 (①+②+③+④)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて直接工事費の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式16号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号

入札内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 3) 機械設備施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
1 沈砂・スクリーンかす設備				
小計	1	式	0	
2 雨水ポンプ設備				
小計	1	式	0	
3 付帯設備 (ゲート設備等)				
小計	1	式	0	
4 用役設備				
小計	1	式	0	
5 その他				
小計	1	式	0	
機器費 計①	1	式	0	

応募者番号

入札内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 3) 機械設備施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
直接工事費				
輸送費	1	式		
直接材料費	1	式		
補助材料費	1	式		
一般労務費	1	式		
機械設備据付労務費	1	式		
基礎工機器等基礎	1	式		
複合工費	1	式		
機械経費	1	式		
直接工事費 計②	1	式	0	
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
据付間接費	1	式		
間接工事費 計③	1	式	0	
設計技術費④	1	式		
一般管理費等⑤	1	式		
合計 (①+②+③+④+⑤)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて機器費等の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式16号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 4) 電気設備施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
1 受変電設備				
小計	1	式	0	
2 非常用自家発電設備				
小計	1	式	0	
3 特殊電源設備				
小計	1	式	0	
4 動力制御設備				
小計	1	式	0	
5 計装設備				
小計	1	式	0	
6 ITV等装置				
小計	1	式	0	

応募者番号

入札内訳書 (設計・施工)

2. 施工業務に係る金額 4) 電気設備施工費

単位：円

項目	数量	単位	合計	備考
7 監視制御設備				
小計	1	式	0	
8 自動通報装置				
小計	1	式	0	
機器費 計①	1	式	0	
直接工事費				
輸送費	1	式		
直接材料費	1	式		
補助材料費	1	式		
一般労務費	1	式		
機械設備据付労務費	1	式		
基礎工機器等基礎	1	式		
複合工費	1	式		
機械経費	1	式		
直接工事費 計②	1	式	0	
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
据付間接費	1	式		
間接工事費 計③	1	式	0	
設計技術費④	1	式		
一般管理費等⑤	1	式		
合計 (①+②+③+④+⑤)	1	式	0	

注記)

1. 必要に応じて機器費等の項目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 各項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
4. 様式16号 (別添1-1) の金額と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (維持管理・運営)

単位：円

費 目	内容・算定根拠	金額	備 考
1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等)			
(1) 維持管理費	様式16号 (別添2-2)		R 5 から R 31
(2) ユーティリティ費	様式16号 (別添2-2)		R 12 から R 31
(3) 修繕費	様式16号 (別添2-2)		〃
(4) その他の経費	様式16号 (別添2-2)		R 5 から R 31
小計①		0	
2. 維持管理・運営業務に係る金額 (その他の既設ポンプ場等 (第1フェーズ))			
(1) 維持管理費	様式16号 (別添2-3)		R 5 から R 9
(2) その他の経費	様式16号 (別添2-3)		〃
小計②		0	
合計 (小計①+小計②)		0	

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 金額は様式16号及び様式16号 (別添2-2～別添2-3) と整合させること。
4. 備考欄に記載している期間は年度を示す。
5. 金額単位の「円」と「千円」の記入に留意すること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (維持管理・運営)

2. 維持管理・運営業務に係る金額 (その他の既設ポンプ場等 (第1フェーズ))

単位: 千円

費目	内容・算定根拠	維持管理・運営費																											
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計
維持管理費 (運転管理費等)																													
1) 直接人件費	様式16号 (別添2-8)																												0.0
																													0.0
	運転管理費等 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
維持管理費 (保守点検費)																													
1) 直接人件費	様式16号 (別添2-8)																												0.0
																													0.0
	保守点検費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(1) 維持管理費 (運転管理費等+保守点検費)																													
	直接人件費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	技術経費																												0.0
	間接業務費等																												0.0
	諸経費																												0.0
	維持管理費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(2) その他の経費																													
	様式16号 (別添2-9)																												0.0
																													0.0
																													0.0
	その他の経費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計 ((1) + (2))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 金額は様式16号 (別添2-1, 別添2-8~別添2-9) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等) (1) 維持管理費

単位: 千円

費目	項目	維持管理・運営費																											
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計
運転管理費等 (直接人件費)																													
運転操作監視 (通常勤務)	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運転操作監視 (特別勤務)	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運転管理費等 (直接人件費) 計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保守点検費 (直接人件費)																													
保守点検	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人件費単価 (千円/人)																												
	人工数 (人)																												0.0
	人件費 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保守点検費 (直接人件費) 計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 人件費単価及び人工数の記入に当たっては、事業者が提案するICT等、設計・施工期間の短縮を考慮したものとする。
4. 各費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
5. 金額は様式16号 (別添2-2) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等) (2) ユーティリティ費

単位: 千円

費目	項目	維持管理・運営費																												
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計	
1) 電力料金	電力料金	基本料金																											0.0	
		従量料金																												0.0
																														0.0
	電力料金 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2) 水道料金	水道料金	基本料金																											0.0	
		従量料金																												0.0
																														0.0
	水道料金 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
3) 燃料費	燃料費																												0.0	
																														0.0
																														0.0
	燃料費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
4) 薬品費	薬品費																												0.0	
																														0.0
																														0.0
	薬品費 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

注記)

- 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
- 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
- ユーティリティの記入に当たっては、事業者が提案するICT等、設計・施工期間の短縮を考慮したものとする。
- 各費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
- 金額は様式16号 (別添2-2) と整合させること。

応募者番号	
-------	--

入札内訳書 (維持管理・運営)

1. 維持管理・運営業務に係る金額 (本ポンプ場ほか2施設等) (3) 修繕費

単位：千円

費目	項目	維持管理・運営費																											
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	合計
1) 軽微な修繕	軽微な修繕																												0.0
																													0.0
																													0.0
		軽微な修繕 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2) 定期修繕	定期修繕																												0.0
																													0.0
																													0.0
		定期修繕 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3) 大規模修繕	大規模修繕																												0.0
																													0.0
																													0.0
		大規模修繕 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注記)

1. 必要に応じて各費用の費目を追加すること。
2. 金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
3. 修繕費の記入に当たっては、事業者が提案するICT等、設計・施工期間の短縮を考慮したものとする。
4. 各費目・項目の算定根拠が分かる資料 (様式任意) を添付すること。
5. 金額は様式16号 (別添2-2) と整合させること。

応募者番号

特別目的会社の出資構成

単位:円

No.	構成企業又は協力企業	役割	出資金額 (円)	出資割合 (%)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合 計			0	0%	

注記)

1. 本様式は、特別目的会社（SPC）を設立する場合に提出すること。
2. 必要に応じて行を追加すること。
3. 出資金額に消費税及び地方消費税は含まないこと。
4. 代表企業を先頭行に記載すること。
5. 代表企業の出資比率は50%を超えること。
6. 協力企業の場合は、「出資金額」の欄は未記入とすること。

(様式 17 号)

入 札 辞 退 届

2022 年（令和 4 年） 月 日

福山市上下水道事業管理者
小林 巧平 様

(代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

下記について入札参加資格を認められましたが、都合により入札を辞退します。

記

1 事 業 名 新浜ポンプ場改築事業

2 公 告 日 2022 年（令和 4 年） 1 月 28 日

(様式 18 号)

入札執行（開札）立会申請書

2022 年（令和 4 年） 月 日

福山市上下水道事業管理者
小林 巧平 様

(代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・名前

印

2022 年（令和 4 年） 1 月 28 日付けで公告された新浜ポンプ場改築事業について、以下の入札執行（開札）立会を希望しますので、申請いたします。

記

1 事業名 新浜ポンプ場改築事業

2 入札執行日（開札） 2022 年（令和 4 年） 8 月 26 日